

第2章 収集（資料選択）

本章では、資料の収集（資料選択）に関して、方針、選定、リクエスト、電子情報源等についての調査結果をまとめる。

1 収集の方針

本項では、収集に関する方針・基準やその記載内容、選書の担当者について整理する。

(1) 資料収集の方針、基準等

資料収集に関して、方針や基準等、明文化されたものがあるかどうかを尋ねた。明文化されている場合には、それらの公開状況、策定年、改定状況等についても尋ねている。

ア 収集方針

都道府県立図書館で収集方針を明文化している図書館は100%（47館）だった。このうち方針を公開している図書館は68.1%（32館）だった。収集方針の改定は89.4%（42館）の図書館で行われている。（図2.1）

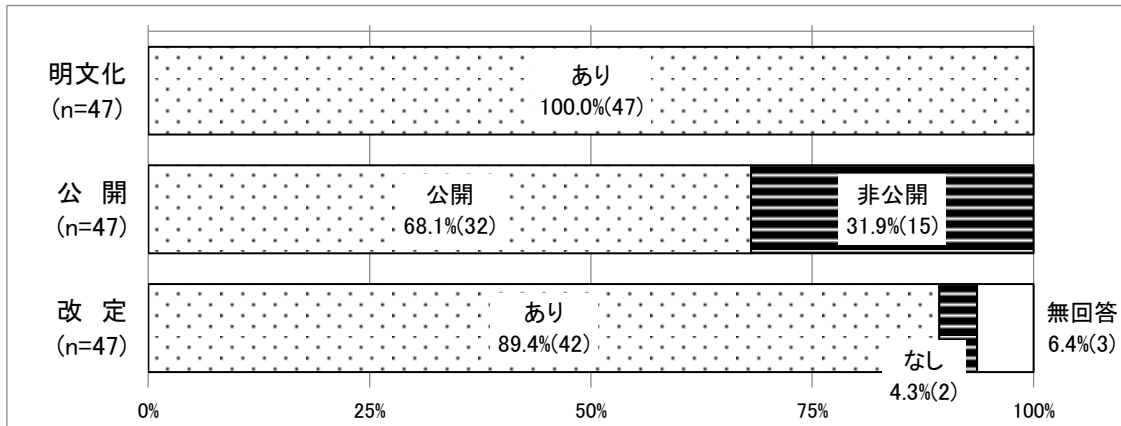


図 2.1 収集方針の明文化・公開・改定（都道府県）

一方、市区町村立図書館で収集方針を明文化しているのは71.6%（949館）だった。明文化している図書館における公開と非公開の割合はほぼ同数で、それぞれ49.3%（468館）、49.4%（469館）だった。収集方針を改定している図書館は33.5%（318館）である。（図2.2）

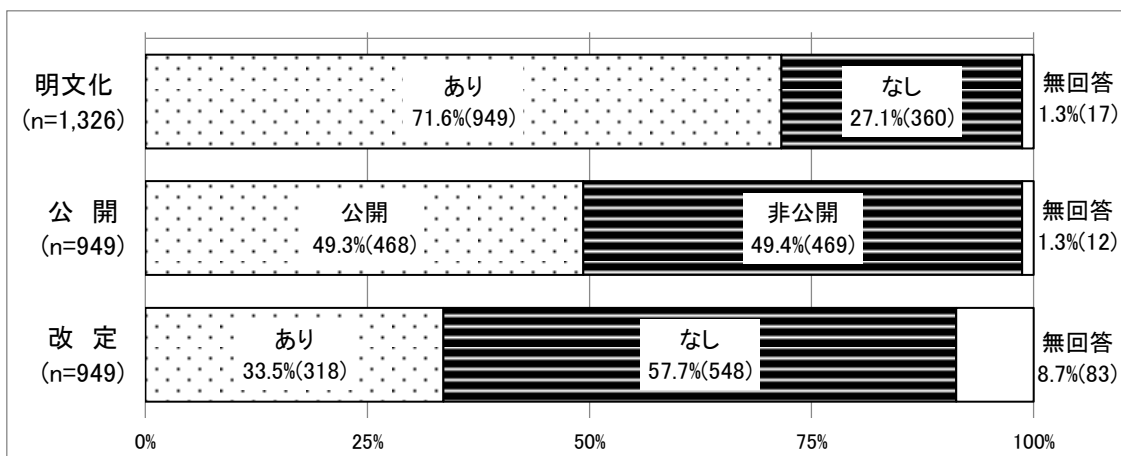


図 2.2 収集方針の明文化・公開・改定（市区町村）

収集方針の策定年を見ると、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「2000年代」が最も多い。次いで都道府県立図書館では「1990年代」が多いが、「1979年以前」に策定した館も12.8%（6館）ある。市区町村立図書館では「2010年代」に策定した館も24.8%（235館）あった。（図2.3）

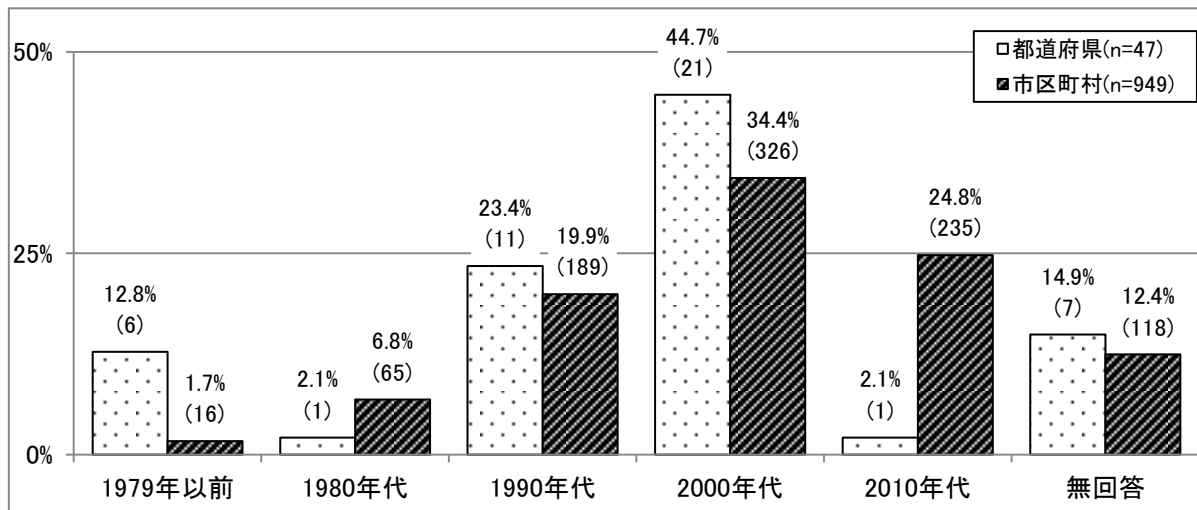


図 2.3 収集方針の策定年

収集方針の改定を行ったことがあるとした図書館を対象に改定年を尋ねた。

都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「2010年代」が最も多く、それぞれ85.7%（36館）、71.7%（228館）だった。改定は比較的最近行われていることがわかる。（図2.4）

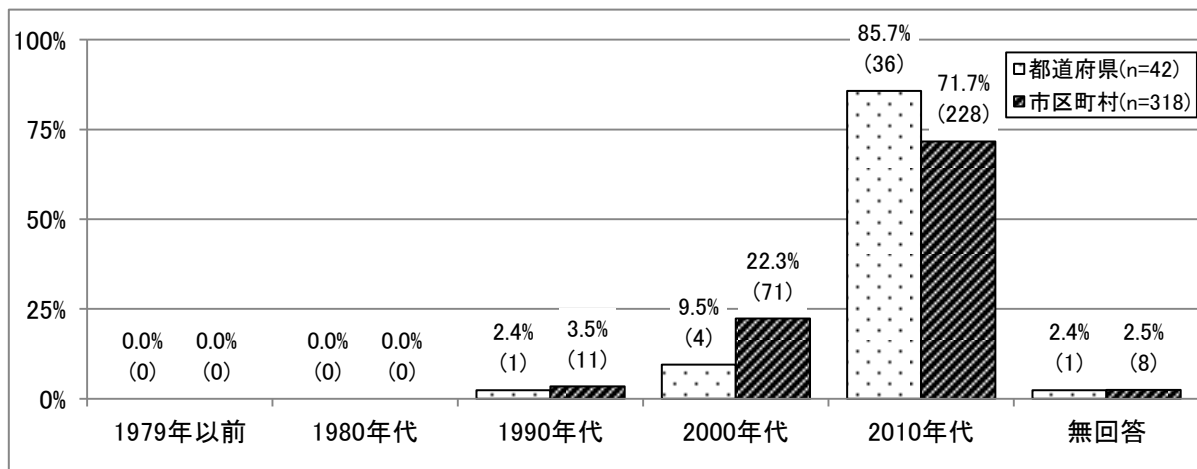


図 2.4 収集方針の改定年

◇ 参考 ◇

蔵書構成方針(収集方針)の明文化と公開

調査年	調査対象	調査対象	回答数	成文化	公開	調査に対する留意点
1995年	個別館	1,913	965	466	150	分館および同一館長の館を除く
2011年	自治体	1,344	945	741	470	中央館または中心館が回答
2019年	自治体	1,379	1,373	996	500	中央館または中心館が回答

図書館の自由に関する全国公立図書館調査では、1995年調査、2011年調査はともに、収集方針について尋ねており、成文化していると回答した館は、1995年調査では466館（調査対象全体に対し24.4%）、2011年調査では741館（同55.1%）、今回は996館（同72.2%）と大幅に増加した。

(出典)

- ・図書館の自由に関する全国公立図書館調査 1995年 『図書館雑誌』91巻4号,91巻5号
- ・図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011年 『図書館雑誌』106巻11号

イ 選定基準

都道府県立図書館で選定基準を明文化している図書館は 80.9% (38 館) だった。このうち公開をしている図書館は 60.5% (23 館)、改定している図書館は 81.6% (31 館) だった。収集方針に比べると、明文化、公開、改定いずれの割合も低くなっている。(図 2.5)

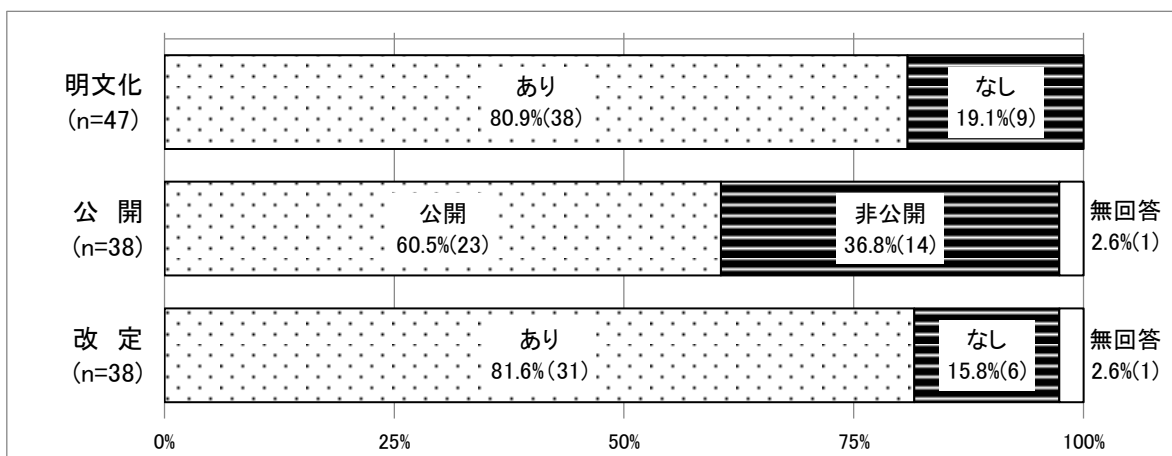


図 2.5 選定基準の明文化・公開・改定 (都道府県)

市区町村立図書館で選定基準を明文化している図書館は 49.3% (654 館) だった。明文化している図書館では、「非公開」が 56.3% (368 館) と「公開」を上回った。また、改定についても、54.6% (357 館) の館では行われていない。(図 2.6)

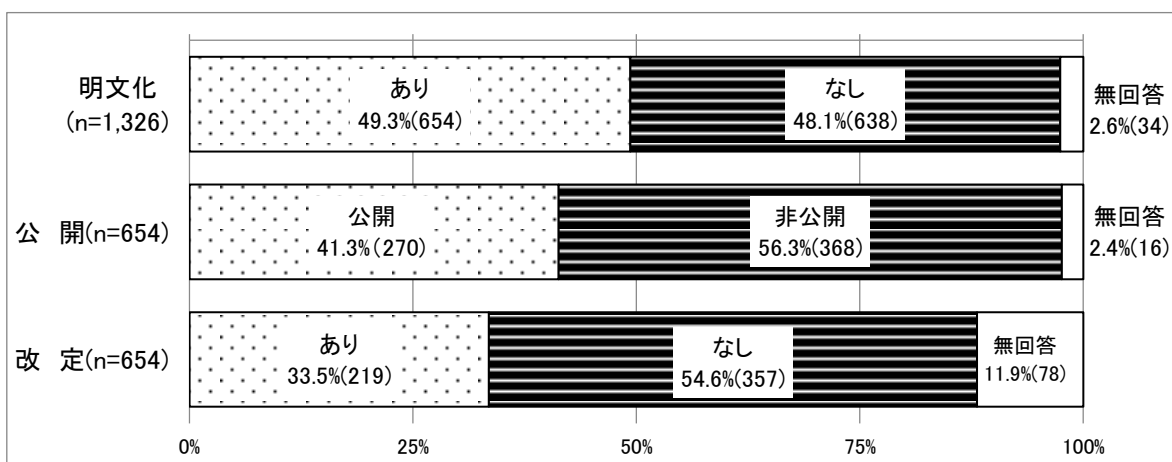


図 2.6 選定基準の明文化・公開・改定 (市区町村)

選定基準の策定年は、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「2000年代」が最も多い。次いで多いのは都道府県立図書館では「1990年代」、市区町村立図書館では「2010年代」であり、収集方針の策定年とほぼ同様の傾向を示している。(図 2.7)

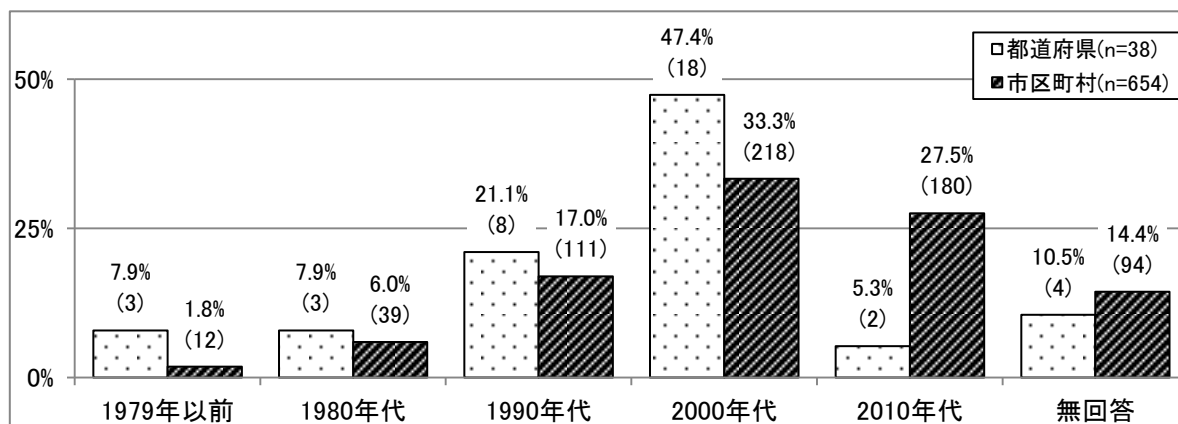


図 2.7 選定基準の策定年

選定基準の改定を行ったことがあるとした図書館を対象に改定年を尋ねた。

都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「2010年代」が最も多く、それぞれ 90.3% (28 館)、73.1% (160 館) だった。収集方針の改定年と同様の傾向を示している。(図 2.8)

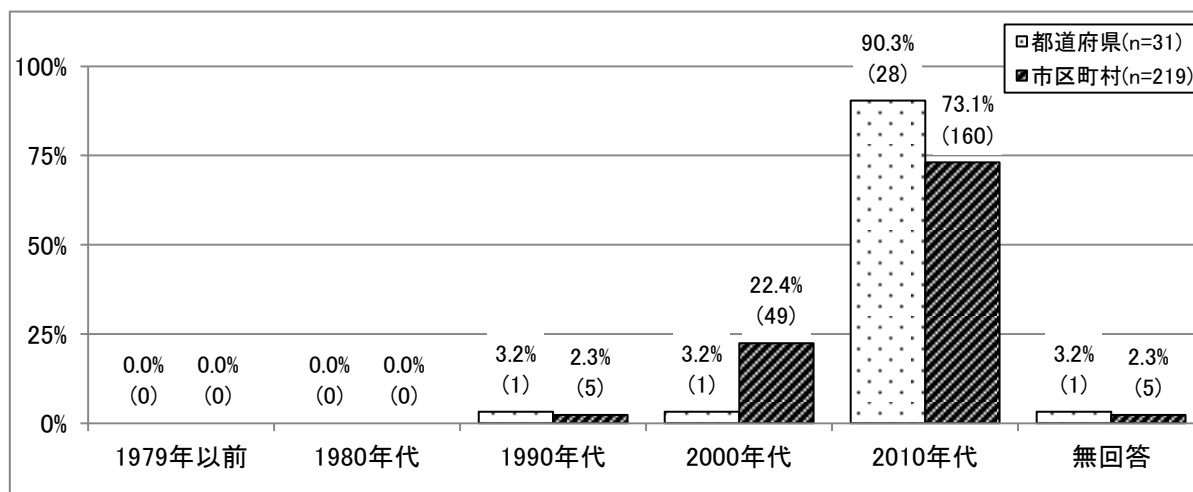


図 2.8 選定基準の改定年

ウ 寄贈資料の受入規程

寄贈資料の受入規程を明文化している図書館は、都道府県立図書館で 66.0% (31 館) だった。このうち受入規程を「非公開」としている館は 54.8% (17 館) で「公開」を上回り、改定を行っている館は 61.3% (19 館) だった。収集方針や選定基準に比べると、明文化、公開、改定いずれの割合も低い。(図 2.9)

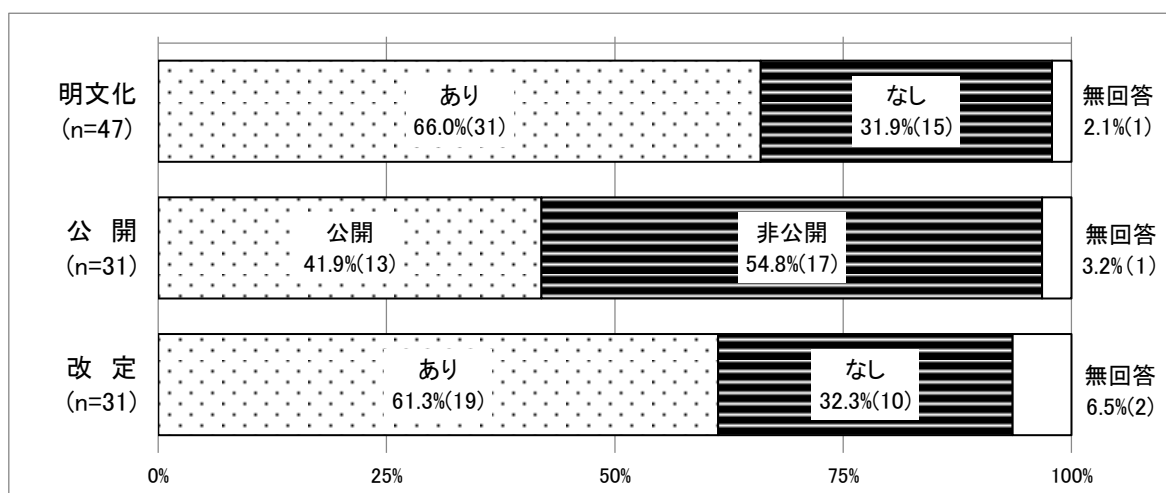


図 2.9 寄贈資料の受入規程（都道府県）

市区町村立図書館では、明文化、公開、改定いずれも「なし」「非公開」の方が「あり」「公開」を上回った。（図 2.10）

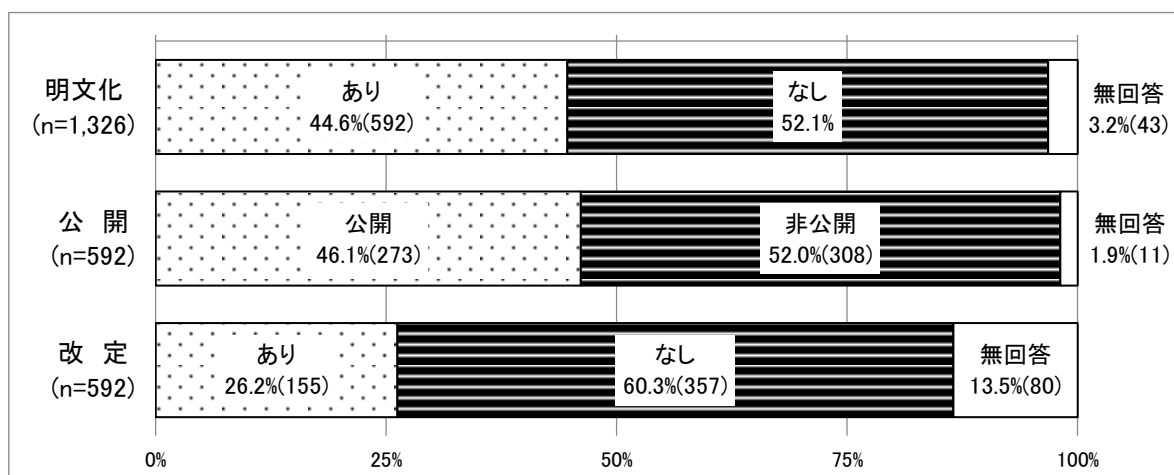


図 2.10 寄贈資料の受入規程（市区町村）

寄贈資料の受入規程の策定年は、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「2010年代」が最も多く、次いで「2000年代」だった。収集方針や選定基準の策定より後に、寄贈資料の受入規程の整備が行われている傾向が読み取れる。（図 2.11）

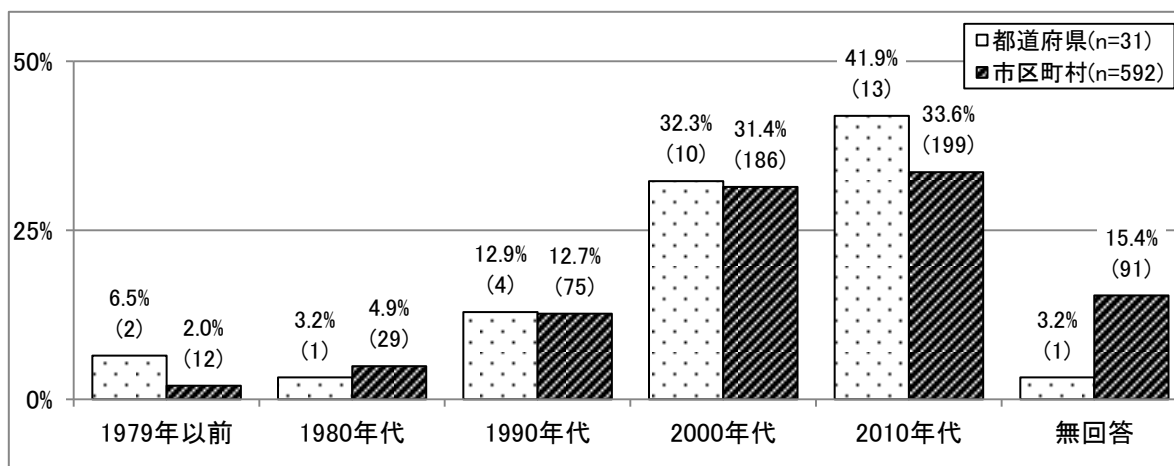


図 2.11 寄贈資料の受入規程の策定年

寄贈資料の受入規程の改定を行ったことのあるとした図書館を対象に改定年を尋ねた。

都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「2010年代」が最も多く、この傾向は、収集方針や選定基準の改定と同様であった。(図 2.12)

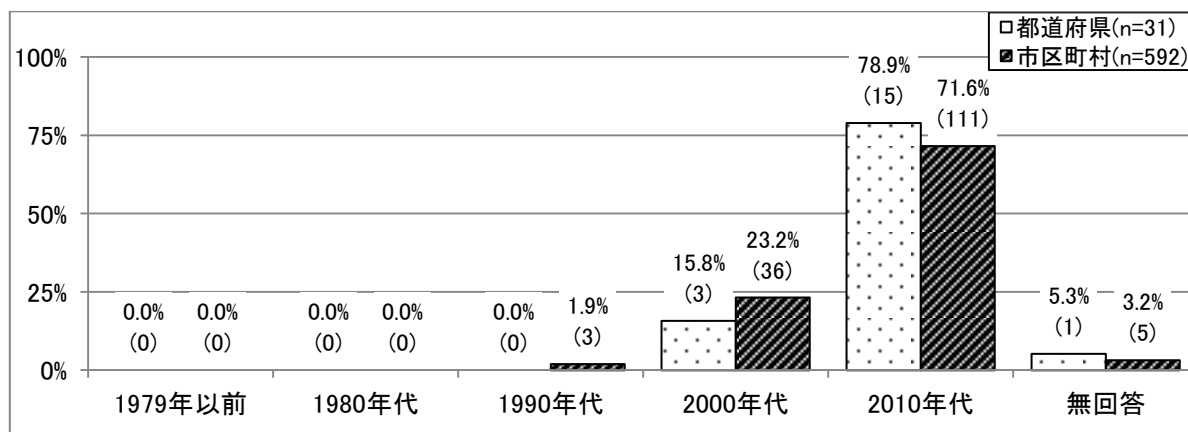


図 2.12 寄贈資料の受入規程の改定年

(2) 方針や基準等の記述、選択・収集の程度

ア 収集方針・選定基準への記述

収集方針や基準等に、「各部門の参考図書」など設問に示した 16 の資料種別に関する記述があるかどうかを尋ねた。(図 2.13)

都道府県立図書館では、全体的にどの資料種別についても「記述がある」という回答が多かった。特に、「①各部門の参考図書」「②地域資料」「③児童資料・絵本」はそれぞれ 9 割を超え、「⑤外国語資料」「⑥視聴覚資料」も 8 割を超える。

逆に、「⑩ベストセラー(受賞書以外の流行書)」、「⑮課題解決支援サービス関係の資料」は割合が低く、それぞれ 29.8% (14 館)、38.3% (18 館) だった。

市区町村立図書館では、5 割を超えた資料種別は「②地域資料」68.9% (913 館)、「③児童資料・絵本」63.7% (844 館)、「⑥視聴覚資料」57.5% (763 館)、「①各部門の参考図書」55.1% (731 館) のみだった。割合が低いのは、「⑮課題解決支援サービス関係の資料」4.8% (63 館)、「⑩ベストセラー(受賞書以外の流行書)」16.4% (218 館)、「⑦電子資料」17.1% (227 館) である。

また、都道府県立図書館と市区町村立図書館の回答内容を比較し、両者の差が最も大きかった資料種別は「⑦電子資料」である。都道府県立図書館 76.6% に対し市区町村立図書館 17.1% であり、59.5 ポイントの差があった。同様に、「⑤外国語資料」では 51.3 ポイントの差が見られた。

さらに、資料種別ではないが「⑯複本の取扱い」については、都道府県立図書館の 57.4% (27 館) で収集方針等に記述があるのに対し、市区町村立図書館では 17.9% (237 館) であり、両者に違いが見られた。

「⑭その他(特徴的なもの)」として、都道府県立図書館では、「支援用資料(学校支援、団体貸出、読書活動など)」が複数挙げられたほか、地域に関わるテーマや分野の資料が挙げられた。

市区町村立図書館では、以下のようなものが挙げられている。

(市区町村立図書館の例)

逐次刊行物／パンフレット・リーフレット／マイクロフィルム／地図／大活字本／
特別コレクション／古文書／郷土資料／行政資料／官公庁出版物／受験参考書・問題集／
地域にゆかりの人物・分野・テーマに関わる資料

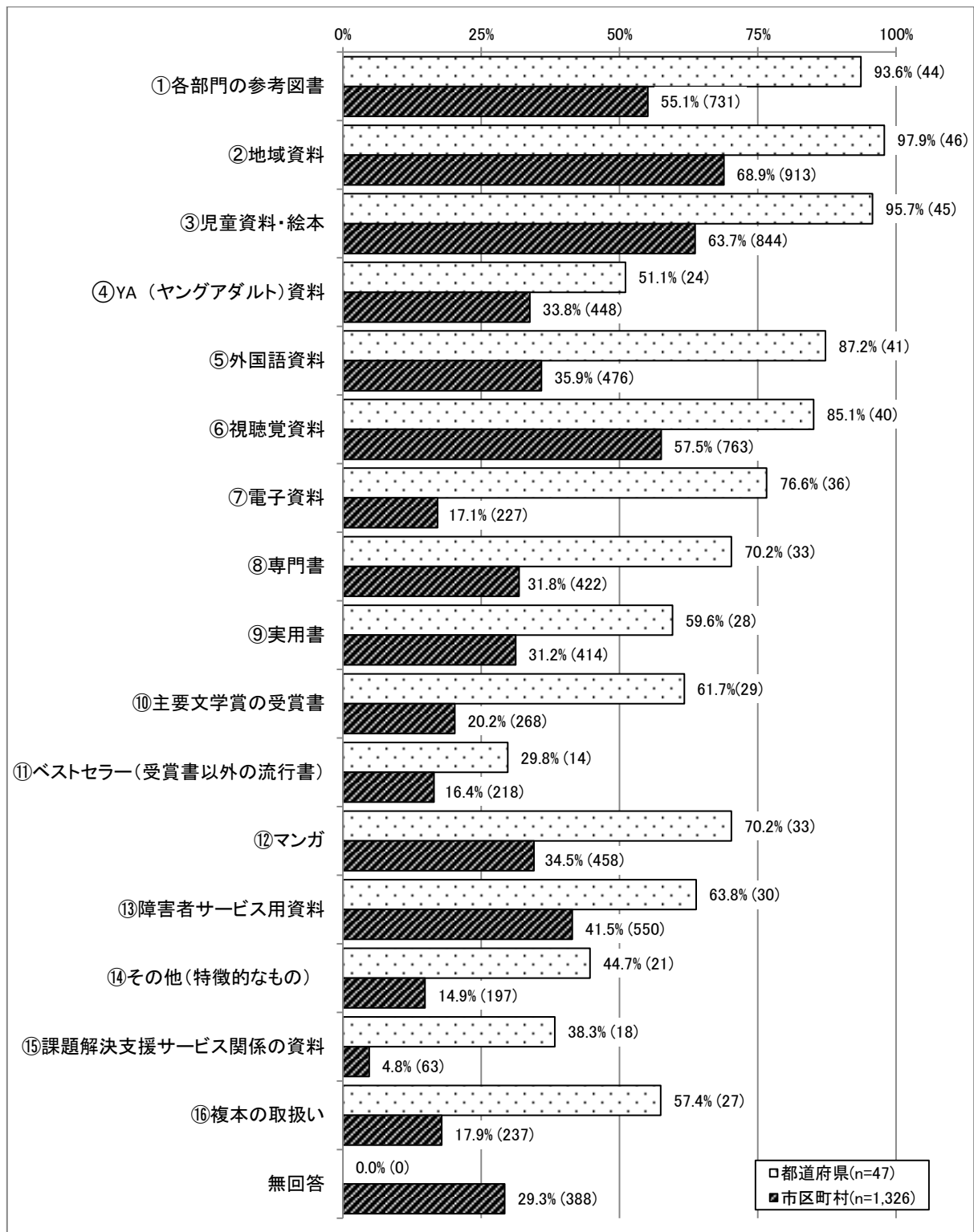


図 2.13 収集方針や選定基準への記述の有無（複数回答可）

イ 内規やマニュアル等での取決め

資料収集に関して内規やマニュアル等で取り決めているものの中に、16の資料種別等に関する記述があるかどうかを尋ねた。(図 2.14)

全体的に「記述がある」という回答は少なく、都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに、全資料種別2割に満たなかった。

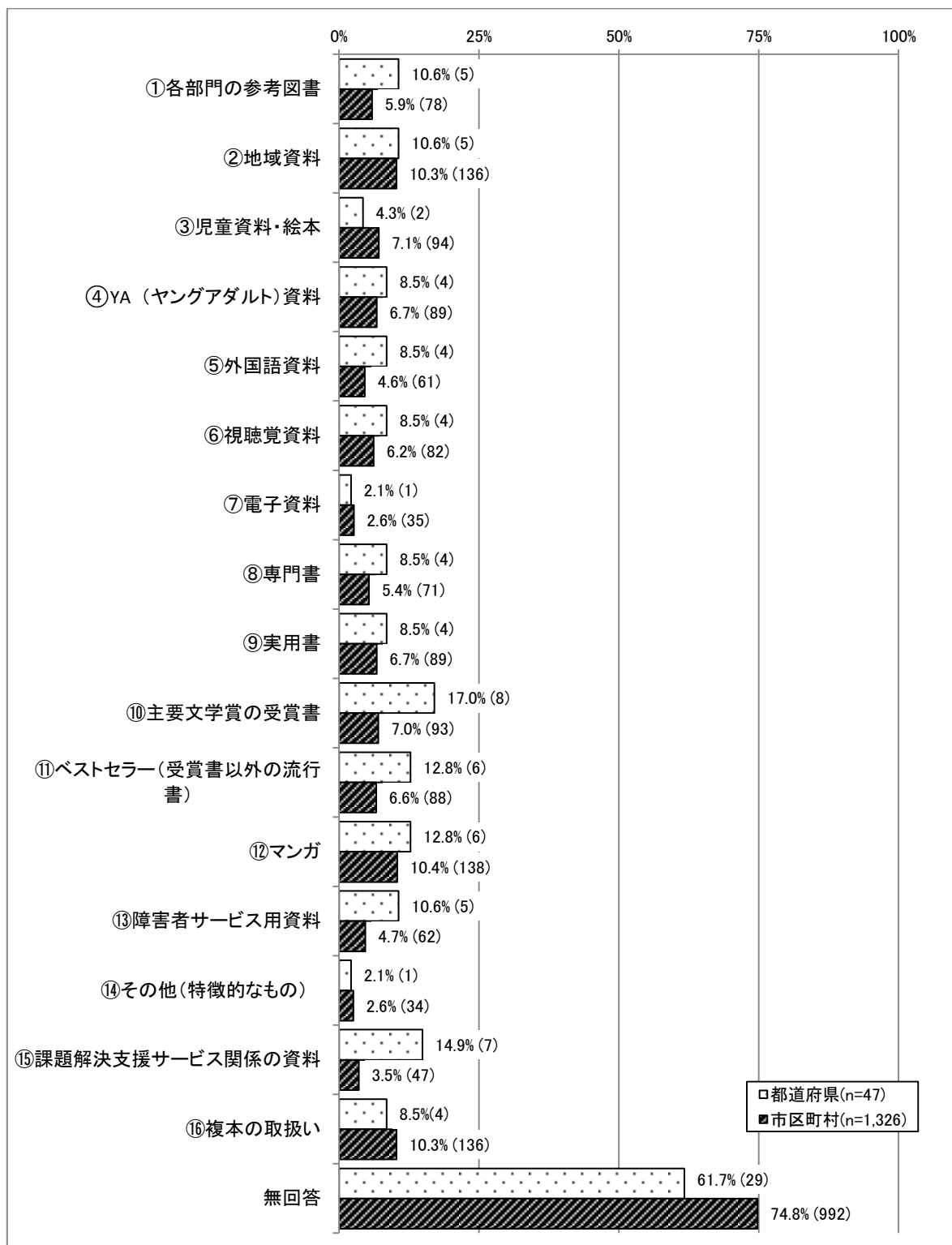


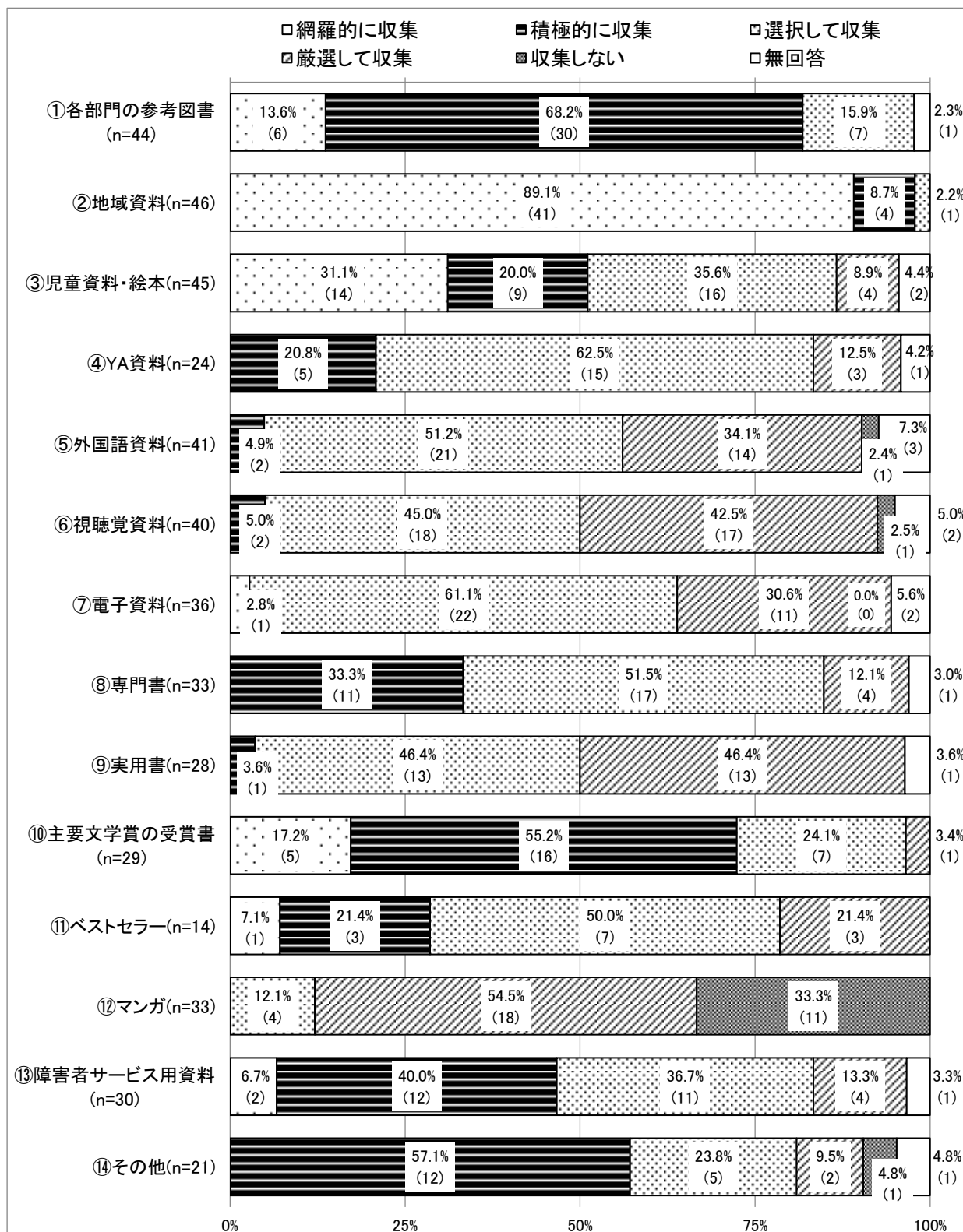
図 2.14 マニュアルや内規等での取決めの有無 (複数回答可)

ウ 選定・収集の程度

1 (2)で、「収集方針や選定基準に記述がある」と回答した図書館を対象として、資料種別ごとに選択・収集の程度を尋ねた。選択肢は「網羅的に収集」「積極的に収集」「選択して収集」「厳選して収集」「収集しない」の5段階とした。

まず、都道府県立図書館における収集の状況を整理する。(図 2.15)

「網羅的に収集」の割合が高いのは「②地域資料」で89.1% (41館) を占める。



※0.0% (0) の記載は省略

図 2.15 資料種別ごとの選択・収集の程度 (都道府県)

「積極的に収集」の割合が高いのは、「①各部門の参考図書」68.2%（30 館）、「⑩主要文学賞の受賞作品」55.2%（16 館）だった。

「選択して収集」の割合が高いのは、「④YA 資料」62.5%（15 館）、「⑦電子資料」61.1%（22 館）、「⑧専門書」51.5%（17 館）、「⑤外国語資料」51.2%（21 館）、「⑪ベストセラー（受賞書以外の流行書）」50.0%（7 館）である。

また、「厳選して収集」の割合が高いのは「⑫マンガ」54.5%（18 館）だった。

複数の選択肢に回答が分かれた資料として、まず「③児童資料・絵本」が挙げられる。「選択して収集」が 35.6%（16 館）、「網羅的に収集」が 31.1%（14 館）だった。同様に、「⑥視聴覚資料」では「選択して収集」が 45.0%（18 館）、「厳選して収集」が 42.5%（17 館）、「⑨実用書」については「選択して収集」「厳選して収集」がともに 46.4%（13 館）だった。「⑬障害者サービス用資料」は「積極的に収集」が 40.0%（12 館）、「選択して収集」が 36.7%（11 館）だった。

「収集しない」という回答は全資料種別において極めて少数だったが、「⑫マンガ」に限っては 33.3%（11 館）だった。

次に、市区町村立図書館における収集の状況を整理する。（図 2.16）

「網羅的に収集」の割合は全体的に低い、比較的高い割合を示したのは「②地域資料」36.3%（331 館）だった。

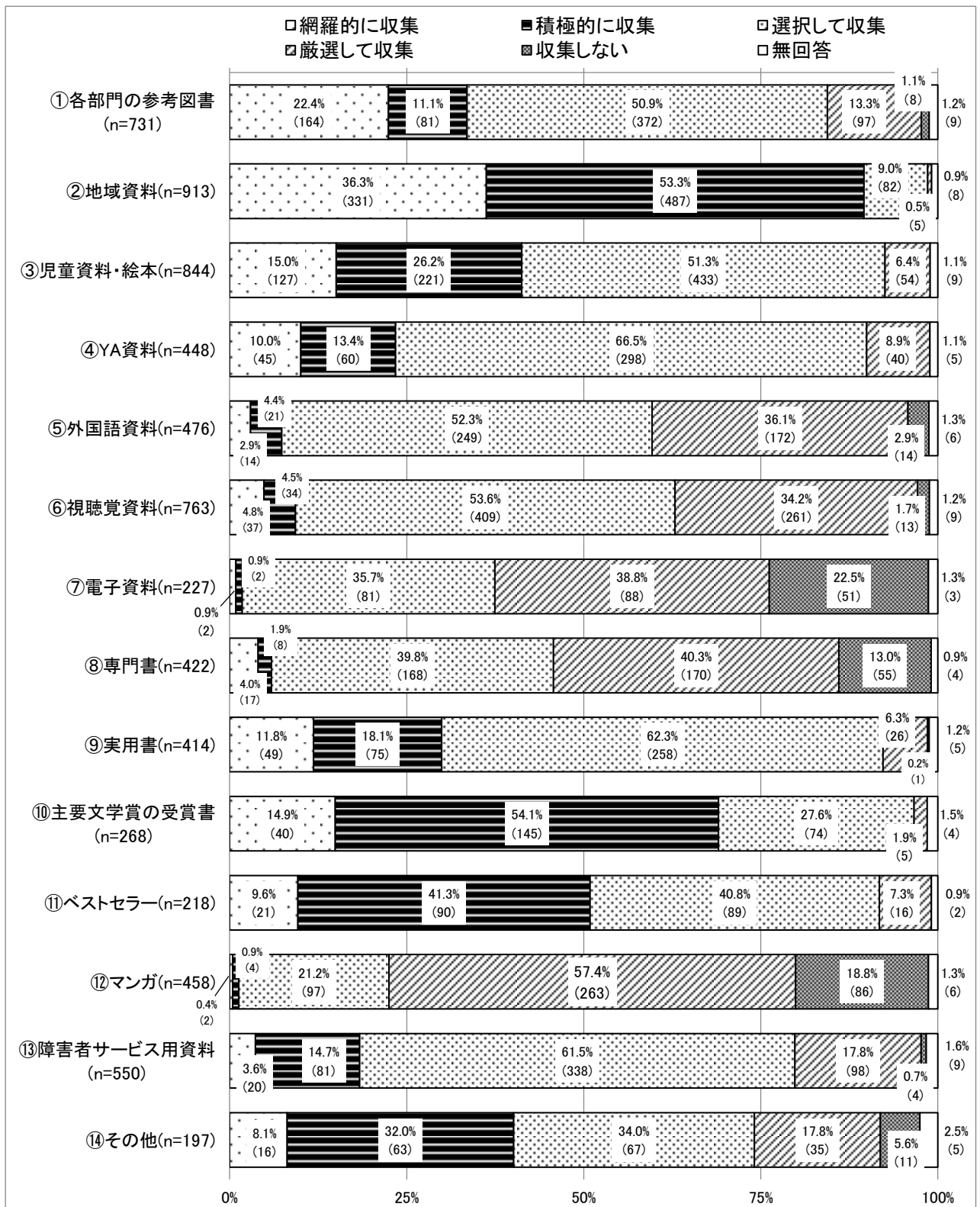
「積極的に収集」の割合が高いのは、「⑩主要文学賞の受賞書」54.1%（145 館）、「②地域資料」53.3%（487 館）である。

市区町村立図書館では、全体として「選択して収集」と回答している館が多い。「選択して収集」の割合が高い資料としては、「④YA 資料」66.5%（298 館）、「⑨実用書」62.3%（258 館）、「⑬障害者サービス用資料」61.5%（338 館）、「⑥視聴覚資料」53.6%（409 館）、「⑤外国語資料」52.3%（249 館）、「③児童資料・絵本」51.3%（433 館）、「①各部門の参考図書」50.9%（372 館）が挙げられる。

また、「厳選して収集」の割合が高いのは、都道府県立図書館同様「⑫マンガ」57.4%（263 館）だった。

「収集しない」という回答も、「⑦電子資料」22.5%（51 館）、「⑫マンガ」18.8%（86 館）、「⑧専門書」13.0%（55 館）に見られた。

複数の選択肢に回答が分かれた資料として、まず「⑪ベストセラー（受賞書以外の流行書）」が挙げられ、「積極的に収集」が 41.3%（90 館）、「選択して収集」が 40.8%（89 館）だった。同様に「⑧専門書」では、「厳選して収集」が 40.3%（170 館）、「選択して収集」が 39.8%（168 館）、「⑦電子資料」では「厳選して収集」が 38.8%（88 館）、「選択して収集」が 35.7%（81 館）だった。



※0.0% (0) の記載は省略

図 2.16 資料種別ごとの選択・収集の程度 (市区町村)

(3) 選書の担当者

選書の担当者について尋ねた。(図 2.17)

都道府県立図書館では、全館が「正規職員」と回答している。加えて、「非常勤・嘱託職員」が 29.8% (14 館)、「臨時職員」が 12.8% (6 館) という結果だった。

市区町村立図書館では、「正規職員」が 70.1% (930 館) と最も多く、次いで「非常勤・嘱託職

員」が 45.7% (606 館)、「臨時職員」が 25.9% (344 館) だった。都道府県立図書館では 0 館だった「委託・派遣職員」も、市区町村立図書館では 21.4% (284 館) となっている。

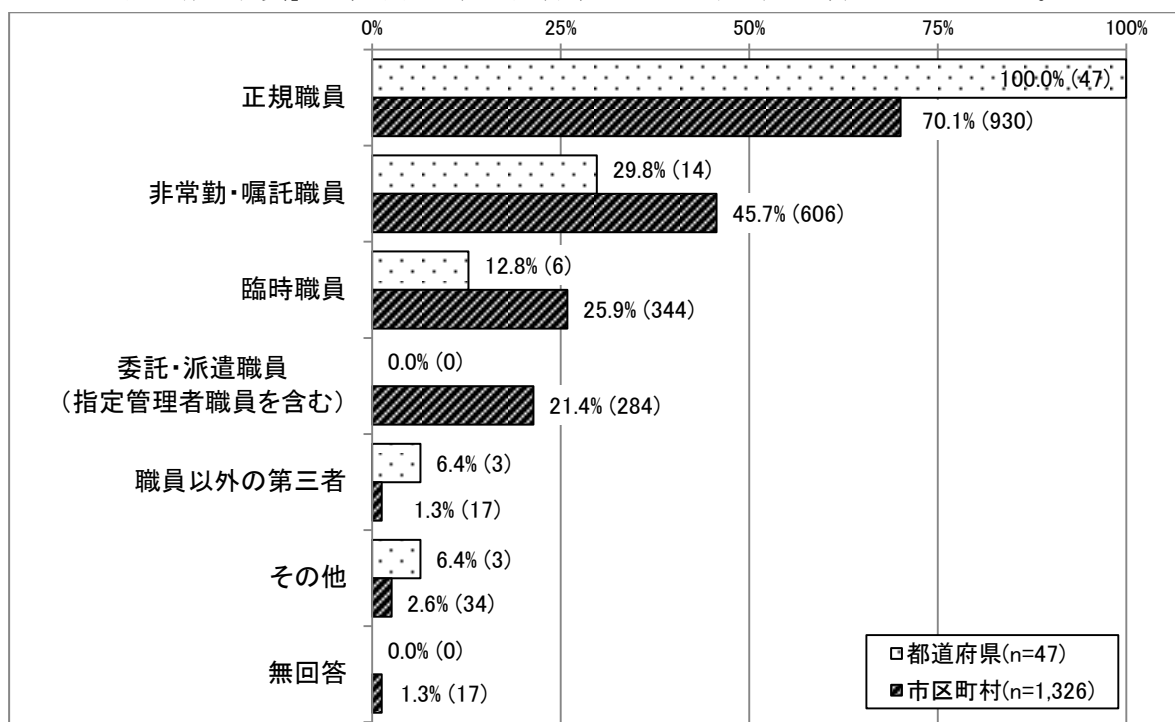


図 2.17 選書の担当者（複数回答可）

2 資料選定

本項では、図書の受入状況、選書の方式・方法、補足のための情報源、選書のための会議の有無・頻度・構成員、最終決定者、寄贈資料の受入状況について整理する。また、特徴的なサービスと関連した重点収集資料の内容や、文庫本及び新書の受入状況をまとめる。

(1) 総受入図書冊数及び購入・購入以外の内訳

2017 年度（平成 29 年度）の総受入図書冊数について尋ねた。（図 2.18）

都道府県立図書館では、総受入図書冊数は「1 万～2 万冊」が 61.7% (29 館) と最も多く、次いで「3 万冊以上」が 29.8% (14 館)、「5 千～1 万冊」が 8.5% (4 館) だった。

市区町村立図書館では、総受入図書冊数は「1 千～5 千冊」が 44.3% (587 館) と最も多く、次いで「5 千～1 万冊」が 26.5% (352 館)、「1 万～2 万冊」が 14.4% (191 館) だった。

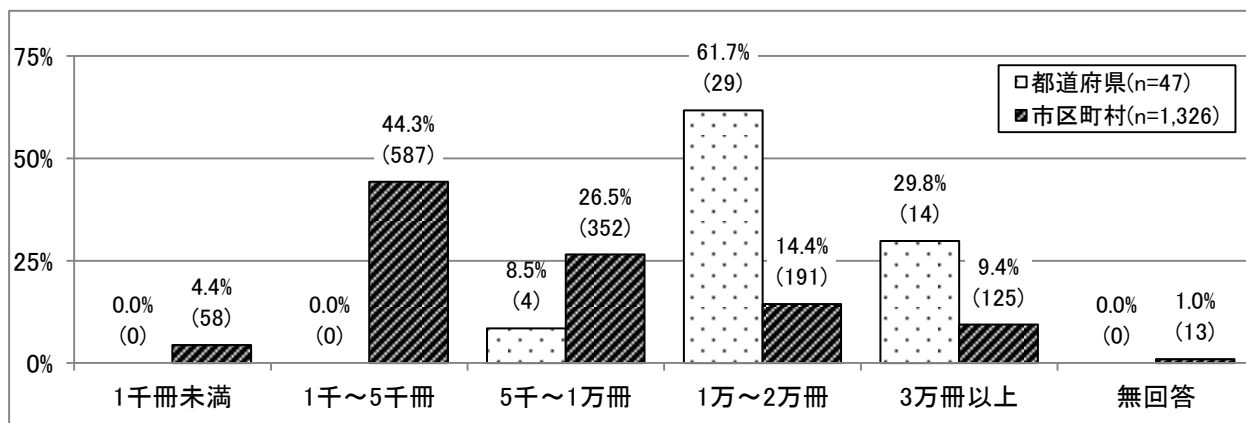


図 2.18 総受入図書冊数

続いて購入冊数及び購入以外の冊数を尋ねた。(図 2.19、2.20)

都道府県立図書館では、購入冊数は「1万～2万冊」が44.7% (21館)と最も多く、次いで「5千～1万冊」が25.5% (12館)、「3万冊以上」が21.3% (10館)だった。それに対し購入以外の冊数は「1千～5千冊」が51.1% (24館)と最も多く、次いで「5千～1万冊」が40.4% (19館)だった。

市区町村立図書館では、購入冊数は「1千～5千冊」が47.3% (627館)と最も多く、次いで「5千～1万冊」が23.9% (317館)、「1万～2万冊」が11.7% (155館)だった。それに対し、購入以外の冊数は「1千冊未満」が65.6% (870館)で最も多く、次いで「1千～5千冊」が27.8% (369館)だった。

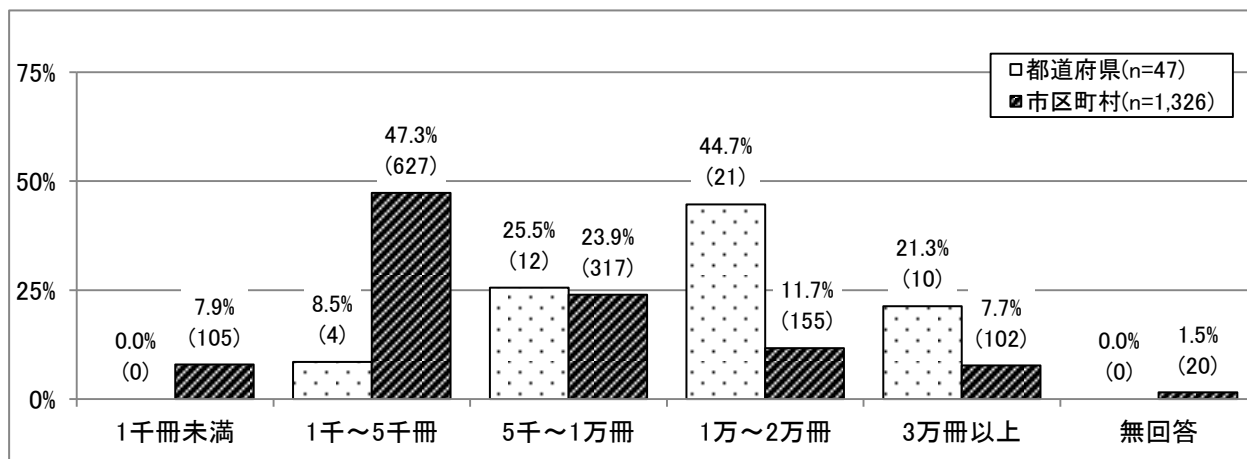


図 2.19 購入図書冊数

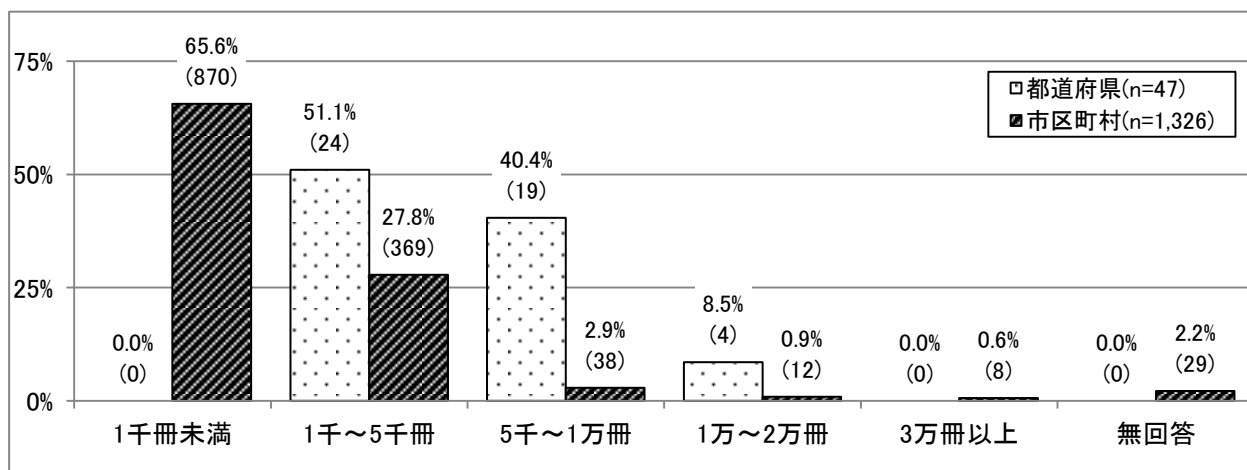


図 2.20 購入以外図書冊数

総受入図書冊数に占める購入冊数の割合及び購入以外の冊数の割合を示した。(図 2.21、2.22)

都道府県立図書館では、総受入図書冊数に占める購入冊数の割合は「60～70%未満」が 34.0% (16 館) で最も多く、次いで「70～80%未満」「80～90%未満」がそれぞれ 21.3% (10 館) だった。それに対して、購入以外の冊数が総受入図書冊数に占める割合は、「30～50%未満」が最も多く 53.2% (25 館)、次いで「30%未満」が 44.7% (21 館)、「60～70%未満」が 2.1% (1 館) だった。

市区町村立図書館では、総受入図書冊数に占める購入冊数の割合は「80～90%未満」が 32.1% (426 館) と最も多く、次いで「90～95%未満」が 24.7% (328 館)、「95%以上」が 17.1% (227 館) だった。それに対して、購入以外の冊数が総受入図書冊数に占める割合は、「30%未満」が 87.6% (1,161 館) と 9 割近くを占めており、「30～50%未満」が 7.8% (103 館)、「50～60%未満」が 2.0% (26 館) だった。

市区町村立図書館よりも都道府県立図書館の方が、総受入図書冊数に占める購入以外の冊数の割合が高めと言える結果だった。

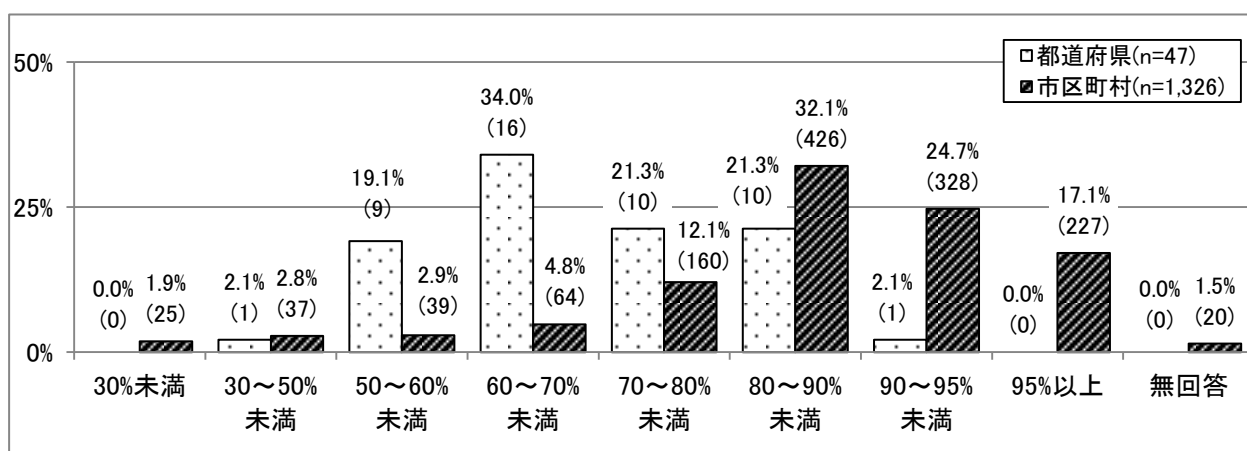


図 2.21 購入図書の総受入図書冊数に占める割合

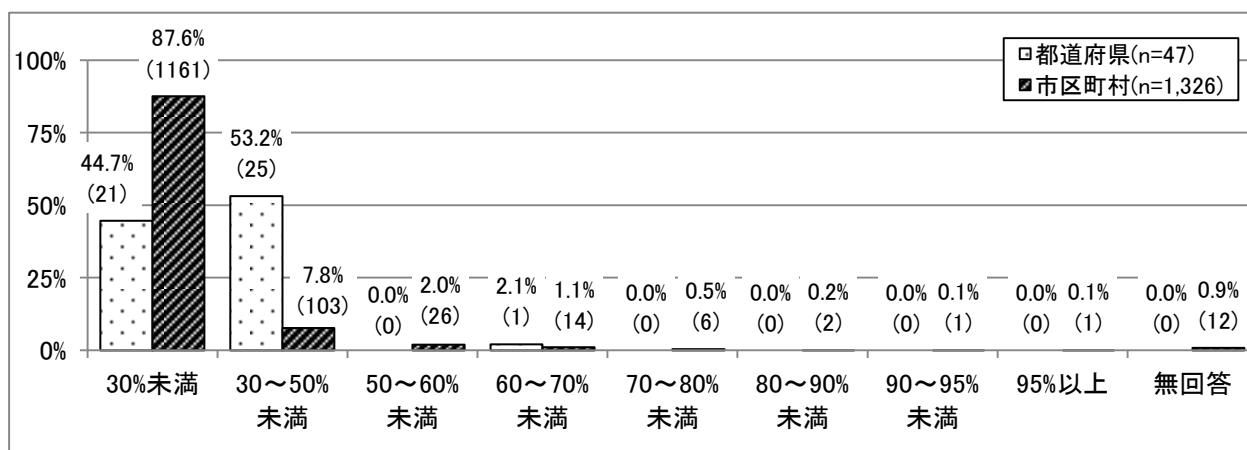


図 2.22 購入以外図書冊数の総受入図書冊数に占める割合

(2) 選書の方式

自治体内に複数の図書館がある自治体を対象に選書の方式について尋ねた。(図 2.23)

都道府県立図書館では、対象の 9 館中、「中心館が一括で選書を行う」が 22.2% (2 館)、「各館の担当者が集まる選書会議等を開催して行う」「各館でそれぞれ選定するが、中心館が調整を担い、蔵書が偏らないよう留意している」「各館で独自に選定を行う」がそれぞれ 11.1% (1 館) だった。

「その他」は 44.4%（4 館）だったが、「各館で選定するが、重複は最小限となるよう留意する」旨の回答が複数見られた。

市区町村立図書館では、対象となる 574 館中、「各館で独自に選定を行う」が 30.3%（174 館）、と最も多く、次いで「各館でそれぞれ選定するが、中心館が調整を担い、蔵書が偏らないよう留意している」が 28.9%（166 館）、「各館の担当者が集まる選書会議等を開催して行う」が 17.6%（101 館）だった。「その他」の回答を見ると、「各館で独自に選定を行うが、リストを電子ファイル等で共有し調整を行う」旨の記載が目立ち、分野等により複数の選択肢を組み合わせている旨の記述も多く見られるほか、以下のようなものが挙げられている。

（市区町村立図書館の例）

- ・各館で分類ごとに分担して全館分の選書を行い、それを中心館で調整する
- ・各館およびテーマ別チームからの意見を中心館に集約して選書を行う

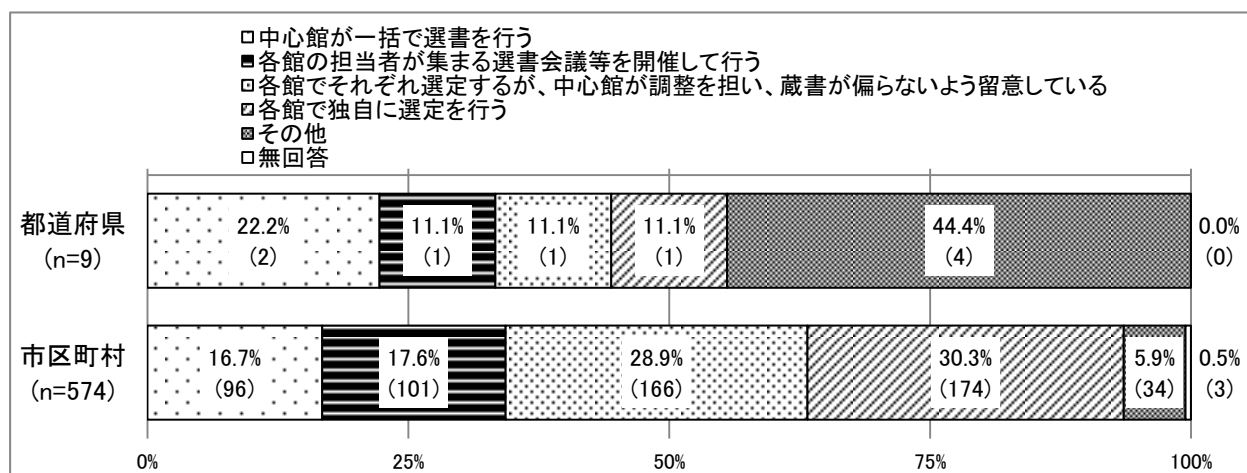


図 2.23 選書の方式

(3) 購入資料選定の方法

通常行っている購入資料選定の方法を、主たる方法、2 番目に多い方法に分けて尋ねた。(図 2.24、2.25)

都道府県立図書館では、主たる方法は、「選定ツールによる選定・発注」が 59.6%（28 館）で最も多く、「見計らいによる現物選書」も 34.0%（16 館）だった。また 2 番目に多い方法としては、「見計らいによる現物選書」が 38.3%（18 館）、「選定ツールによる選定・発注」が 29.8%（14 館）、「店頭にて選定」が 6.4%（3 館）だった。

市区町村立図書館では、主たる方法は「選定ツールによる選定・発注」が 82.6%（1,095 館）と非常に多く、「見計らいによる現物選書」が 11.5%（152 館）、「店頭にて選定」も 0.6%（8 館）あった。2 番目に多い方法として、「見計らいによる現物選書」が 52.9%（701 館）、「選定ツールによる選定・発注」が 10.1%（134 館）、「店頭にて選定」が 5.7%（75 館）だった。

都道府県立図書館、市区町村立図書館ともに「選定ツールによる選定・発注」を中心とする館が最も多いが、都道府県立図書館においては「見計らいによる現物選書」を中心とする館が市区町村立図書館に比べると大きな割合を占めていた。また、市区町村立図書館においては、「その他」として「利用者からのリクエスト」が多く挙げられており、「TRC 新刊急行ベル」との記載も複数見られた。

なお、本設問では主たる方法と2番目に多い方法とを尋ねているが、後者では、都道府県立図書館でも市区町村立図書館でも「無回答」の割合が2割を超えている。これには、「主たる方法はあるが、2番目に多い方法はない」という図書館も含まれていると考えられる。

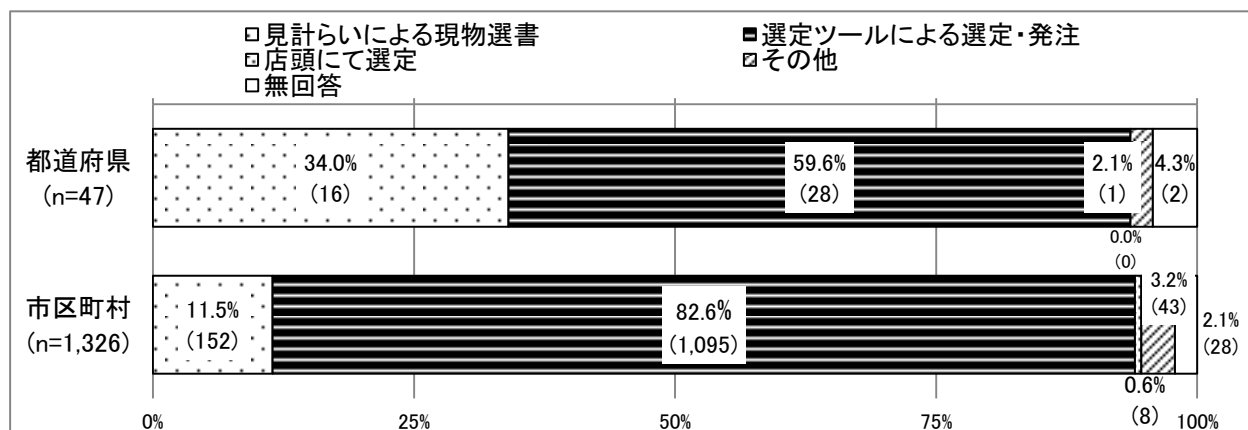


図 2.24 購入資料の選定の方法（主たる方法）

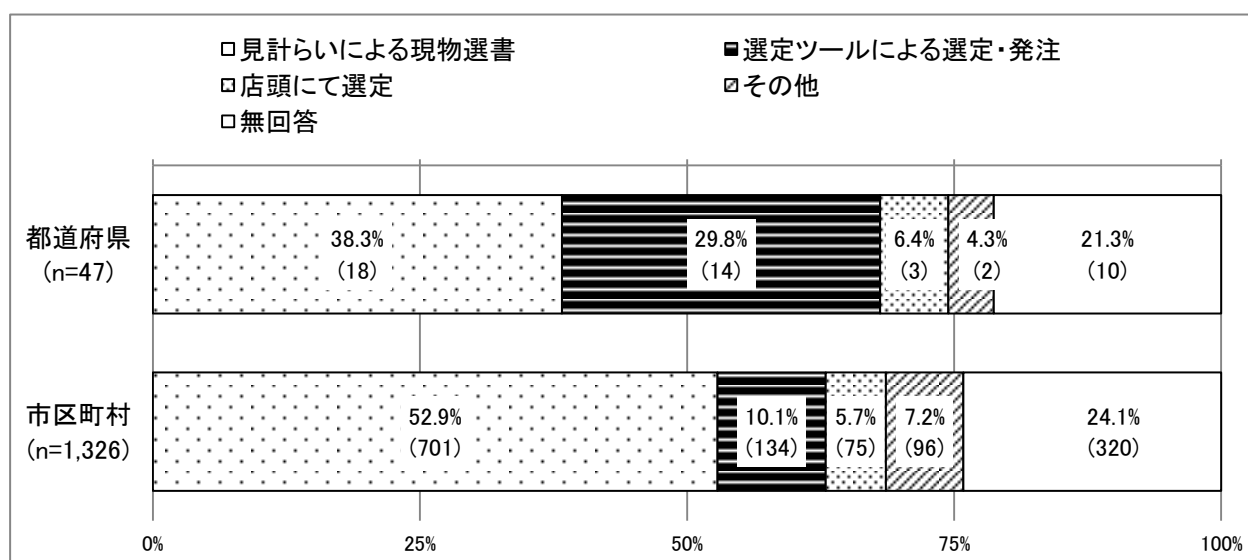


図 2.25 購入資料の選定の方法（2番目に多い方法）

(4) 補足の情報源

選書を行う際に、補足のために用いている情報源について尋ねた。(図 2.26)

都道府県立図書館では、「紙媒体のカタログ・パンフレット」と「Web 情報」がそれぞれ 97.9% (46 館)、「新聞・雑誌の書評」が 93.6% (44 館)、「MARC 情報」が 83.0% (39 館) で、いずれもほとんどの館で用いられている。

市区町村立図書館では、「紙媒体のカタログ・パンフレット」が 91.6% (1,215 館) で最も多く、次いで「新聞・雑誌の書評」が 80.3% (1,065 館)、「Web 情報」が 74.7% (991 館) だった。

「その他」では、市区町村立図書館の回答で注目されるものとして「県立図書館の郷土資料受入一覧リスト」、「他公共図書館による資料紹介」が挙げられた。他に以下のようなものが挙げられている。

(都道府県立図書館の例)

- ・利用状況や資料の所蔵状況に関する統計
- ・職員の参考票で出された情報
- ・書店の展示、講演会の講演者の情報等、レファレンス・ツール
- ・資料推薦委員の推薦

(市区町村立図書館の例)

- ・利用者からのリクエスト
- ・店頭で現物を確認
- ・新聞・テレビ・ラジオ等のメディア情報
- ・他の図書館の所蔵状況
- ・地元書店からの情報

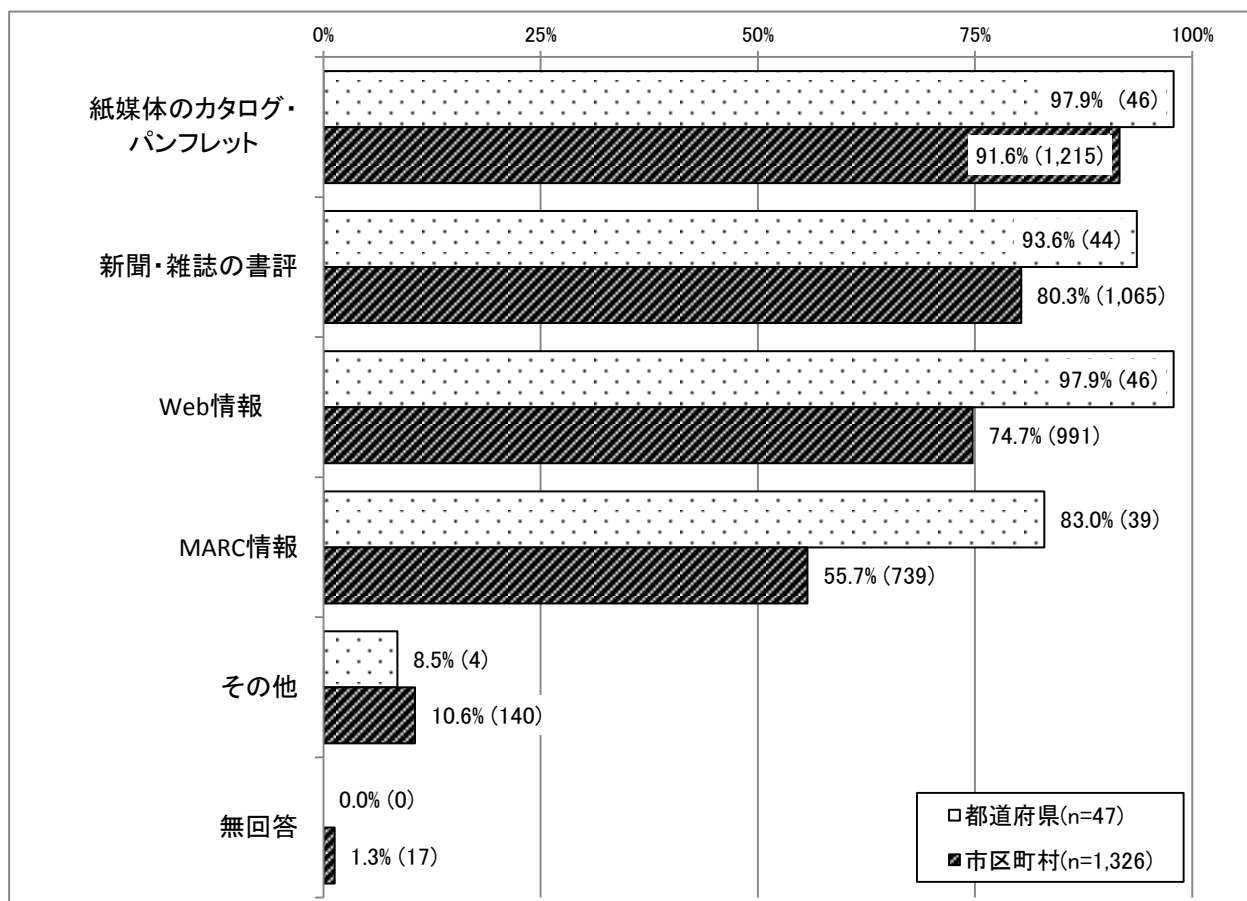


図 2.26 選書を行う際に補足のための情報源として用いるもの（複数回答可）

(5) 選書のための会議

選書のための会議の有無を尋ねた。(図 2.27)

都道府県立図書館では、「選書のための会議があり、定期的を開催している」が 78.7% (37 館) で最も多く、「会議はないが書面回付等による合議形式をとっている」は 12.8% (6 館) だった。「その他」を選択した 8.5% (4 館) は、「場合により会議と書面の双方を使い分けている」という趣旨の回答だった。

市区町村立図書館では、「選書のための会議があり、定期的を開催している」が 34.5% (457 館) で最も多く、次いで「会議はないが書面回付等による合議形式をとっている」が 34.0% (451 館) だった。「選書のための会議はない」が 28.3% (375 館) と 3 割近くを占めているのが都道府県立図書館との大きな違いである。「その他」には「新刊案内等にチェックを入れ回覧」、「必要に応じて毎朝の報告会で相談」などが挙げられており、定期的ではないものの、検討の機会が設けられている状況がうかがえる。

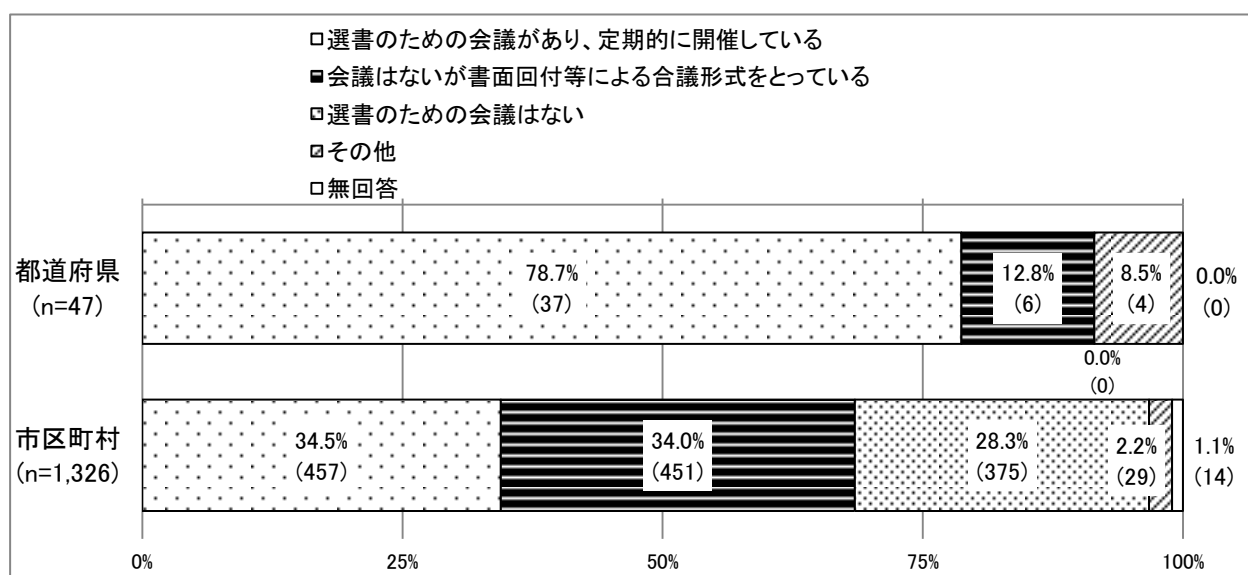


図 2.27 選書のための会議の有無

(6) 選書のための会議の頻度及び構成員

選書のための会議を定期的で開催していると回答した図書館を対象に、選書のための会議の頻度とその構成員について尋ねた。

ア 選書のための会議の頻度

選書のための会議の頻度は、都道府県立図書館では、「週に 1 回程度」が 56.8% (21 館) で最も多く、「2 週に 1 回程度」が 16.2% (6 館)、「月に 1 回程度」が 13.5% (5 館) だった。

市区町村立図書館では、「週に 1 回程度」が 67.8% (310 館) で最も多く、「月に 1 回程度」が 16.6% (76 館)、「2 週に 1 回程度」が 9.8% (45 館) だった。(図 2.28)

「その他」としては、「中央館は週に 1 回程度、分館を含めては 2 週に 1 回程度」のように複数のパターンがあるものや、「必要に応じて」、「毎日」など、選択肢の範囲外にあたるものが挙げられていた。

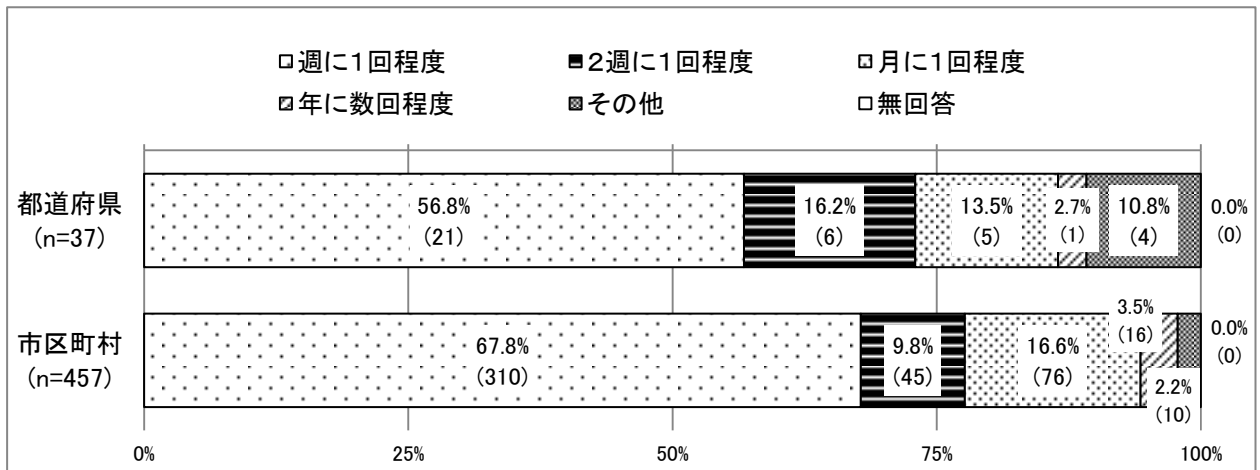


図 2.28 選書のための会議の頻度

イ 選書のための会議の構成員

選書のための会議の構成員は、都道府県立図書館では「収集部門の責任者（管理職以外）」が 94.6%（35 館）で最も多く、次いで「正規職員（図書館長、管理職、収集部門の責任者以外）」が 86.5%（32 館）、「館長以外の管理職」が 75.7%（28 館）だった。

市区町村立図書館では「正規職員以外（非常勤、嘱託、委託、派遣職員（指定管理者職員を含む）」が 65.9%（301 館）で最も多く、次いで「正規職員（図書館長、管理職、収集部門の責任者以外）」が 63.5%（290 館）、「収集部門の責任者（管理職以外）」が 45.5%（208 館）だった。（図 2.29）

「その他」として挙げられた中に、「臨時職員」と記載されたものが複数見られた。また、「生涯学習課課長」や「市の担当課職員」など自治体職員を記入された館は運営主体が指定管理者あるいは PFI 事業者中心であった。他に注目されるものとして「学識経験者」、「公募委員」、「図書館協議会委員」などが挙げられた。

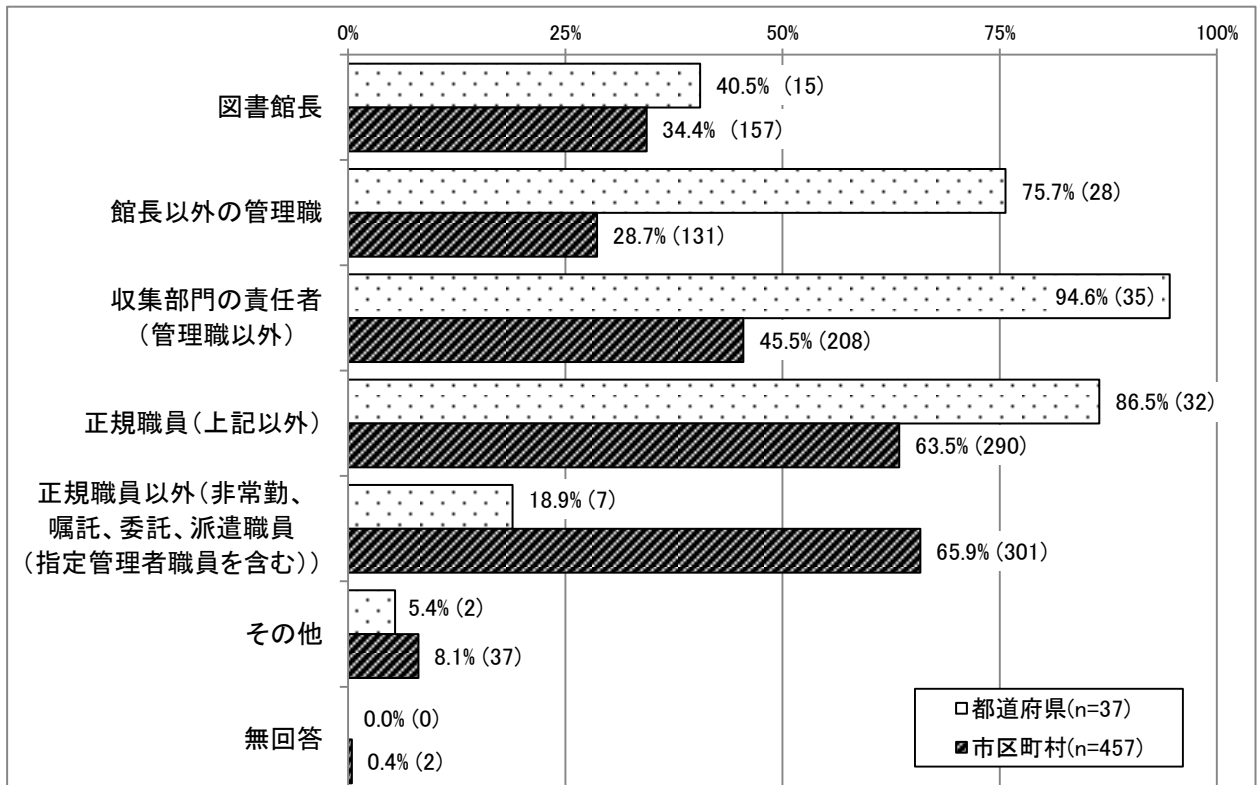


図 2.29 選書のための会議の構成員（複数回答可）

(7) 選書の最終決定者

選書の最終決定を誰が行っているかを尋ねた。(図 2.30)

都道府県立図書館では、「図書館長(中心館で一括)」が72.3%(34館)と最も多く、「図書館長(各館ごと)」が12.8%(6館)、「図書館長以外の管理職」が8.5%(4館)だった。「その他」の回答には「高額なものは図書館長、それ以外は収集部門の管理職」のように金額により決定権者が異なる例もあった。

市区町村立図書館では、「図書館長(中心館で一括)」が44.7%(593館)で最も多く、次いで「決裁の手続きは行わない」が16.0%(212館)、「図書館長(各館ごと)」が12.6%(167館)だった。「その他」の回答を見ると、「自治体所管課の長」などの自治体職員を記入した館の多くは運営主体が指定管理者中心だった。また、「利用者からのリクエスト分は教育委員会の長、その他は図書館長」、「金額に応じて決裁者が異なる」など、場合により決定権者が異なる例も複数見られた。

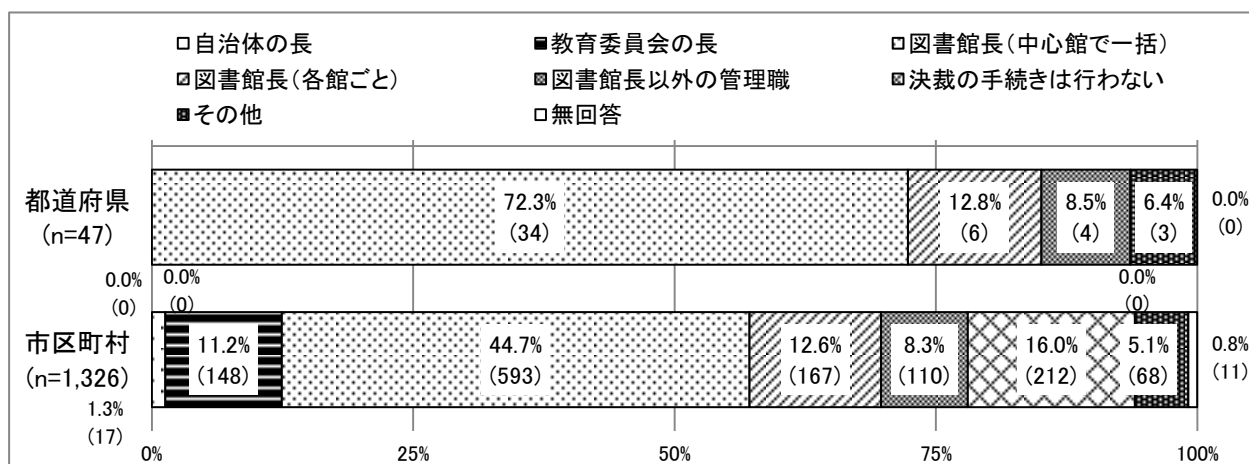


図 2.30 選書の最終決定者

(8) 寄贈資料の受入

寄贈資料の受入状況について尋ねた。(図 2.31)

都道府県立図書館では、「積極的に寄贈を呼びかけはしないが、持ち込まれたものについては受け入れを検討する」が70.2%(33館)と最も多く、次いで「購入を補完するものとして、積極的に寄贈を呼びかけ受け入れている」、「郷土資料や欠本・欠号補充にあたるもの等、図書館が求める資料が持ち込まれた場合のみ、寄贈資料の受け入れを検討する」がそれぞれ27.7%(13館)だった。「その他」の内容を見ると、「郷土資料は積極的に寄贈を呼びかける」旨の記述がほとんどである。

市区町村立図書館では、「積極的に寄贈を呼びかけはしないが、持ち込まれたものについては受け入れを検討する」が79.1%(1,049館)と最も多く、次いで「郷土資料や欠本・欠号補充にあたるもの等、図書館が求める資料が持ち込まれた場合のみ、寄贈資料の受け入れを検討する」が36.4%(483館)、「予め寄贈希望資料リストを作成・公表し、新品の寄贈を受け入れている(スポンサー制度等)」が7.2%(96館)だった。「その他」の内容を見ると、都道府県立図書館同様「郷土資料は積極的に寄贈を呼びかける」旨の記述が多く見られたほか、「新刊本や予約の多い本の寄贈を呼びかける」という回答が目立った。注目されるものとして「ふるさと寄附金で児童図書整備の支援を呼びかけ」、「企業・団体に向けて新本の寄贈を呼びかけ」の記載があった。また「リサイクル市の前には積極的に寄贈を呼びかける」など、図書館資料として受け入れることを前提としない寄贈についての記載も複数見られた。

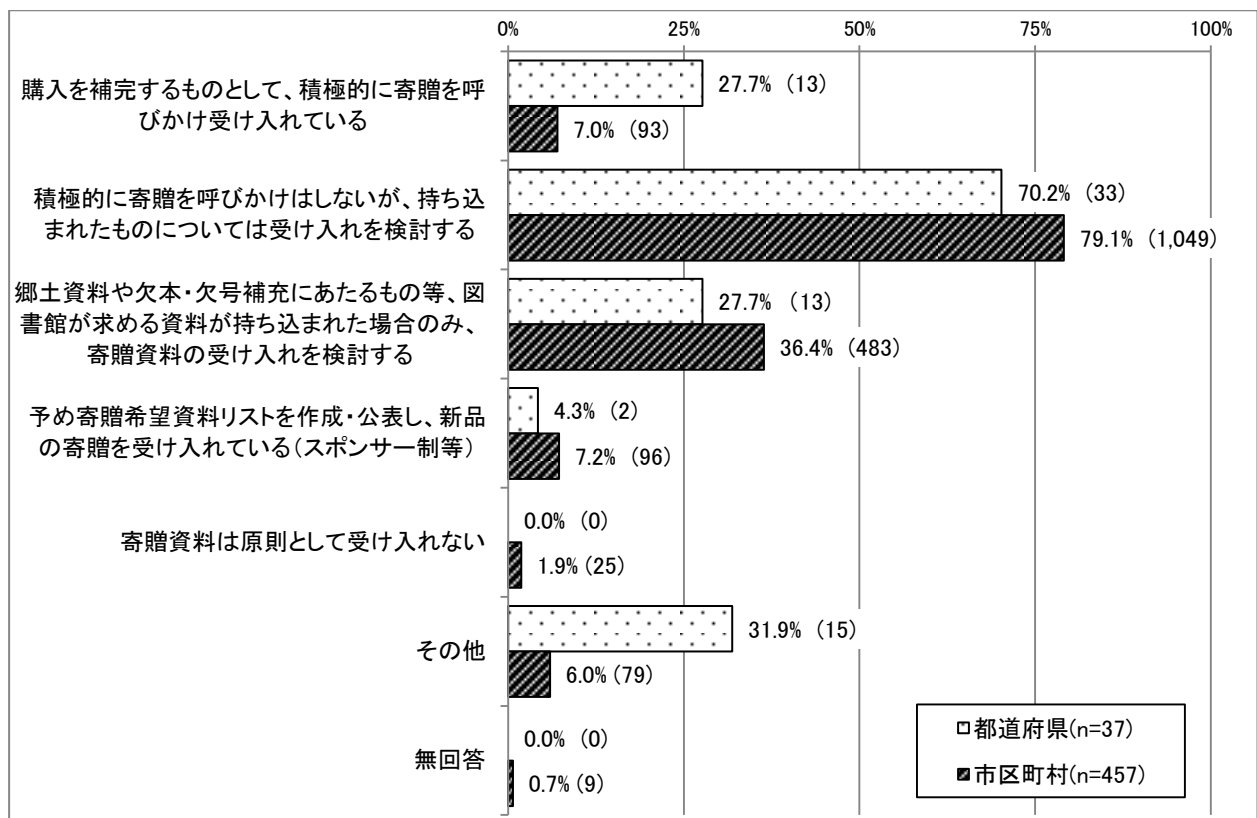


図 2.31 寄贈資料の受入状況（複数回答可）

(9) 特に重点的に収集している分野

図書館で運営しているサービスと関連して、特に重点的に収集している分野等があるかを尋ねた。（図 2.32）

都道府県立図書館では「ビジネス支援に資する資料」が 68.1%（32 館）で最も多く、次いで「健康・医療情報サービスに資する資料」が 55.3%（26 館）、「子育て支援に資する資料」が 51.1%（24 館）だった。

市区町村立図書館では、サービスと関連して特に重点的に収集している分野としては、「子育て支援に関する資料」が 39.4%（522 館）で最も多く、次いで「学校支援に資する資料」が 32.7%（434 館）、「特になし」が 30.5%（404 館）だった。

「その他」の回答として、都道府県立図書館では「郷土資料」が多く見られ、市区町村立図書館では「郷土資料」、「地元の産業に関連する資料」が非常に多く見られた。他に以下のようなものが挙げられている。

（都道府県立図書館の例）

- ・ 県人著作
- ・ その時の社会状況を端的に表すもの
- ・ 郷土資料としてではなく、「〇〇県」で学ぶ、暮らす、まちをつくるなどに資する資料
- ・ 防災・人権に関する資料
- ・ 中高校生への読書支援に資する資料

(市区町村立図書館の例)

- ・自治体の政策として推進しているものを、重点的に収集
- ・図書館イベントに関する資料
- ・併設施設に関連する資料（民俗・歴史・文学など）
- ・障害者支援に資する資料(点字図書、布絵本、さわる絵本)
- ・児童・YA サービス関係

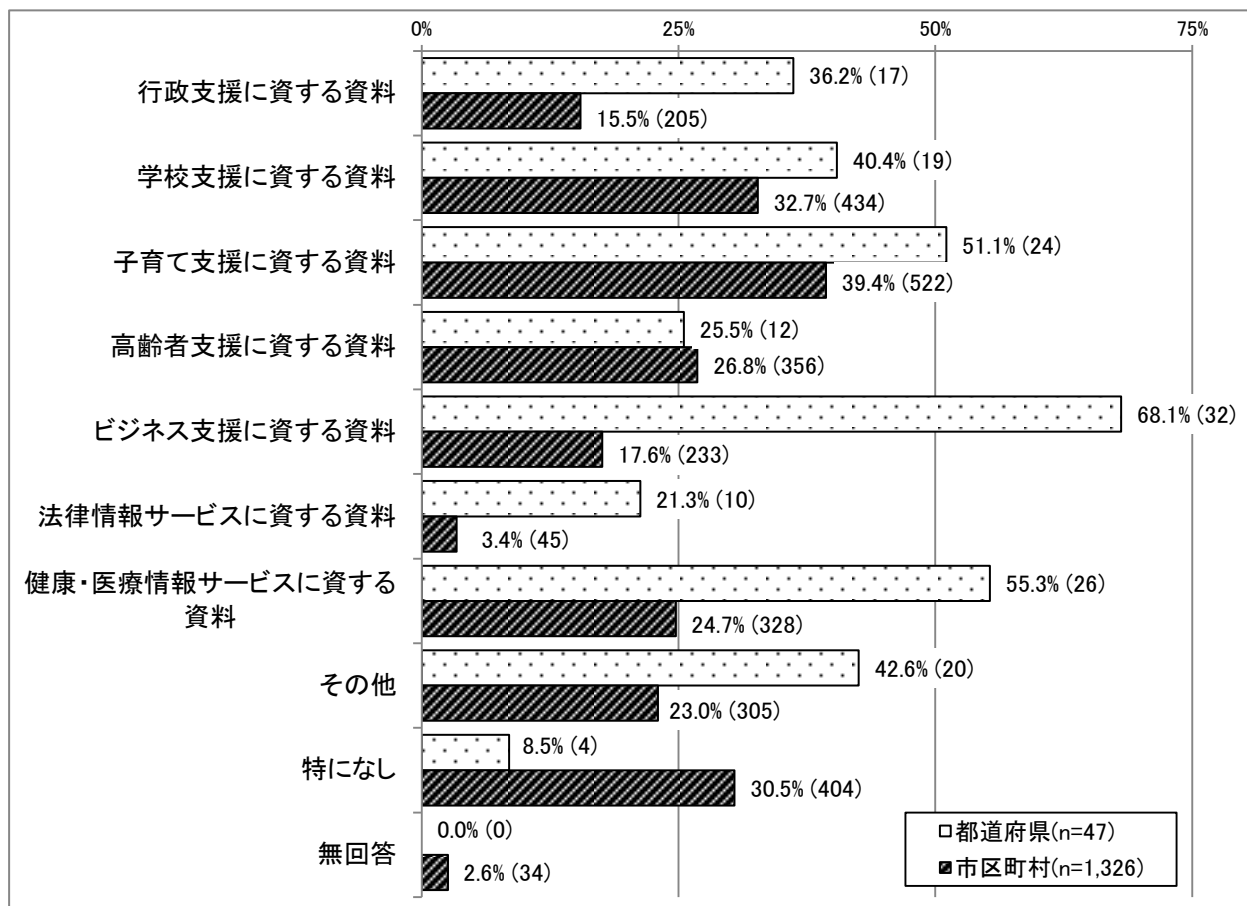


図 2.32 図書館で運営しているサービスと関連して特に重点的に収集している分野（複数回答可）

都道府県立図書館では5割以上が重点的に収集していると回答した「ビジネス支援に資する資料」及び「健康・医療情報サービスに資する資料」について、市区町村立図書館で重点的に収集している割合との差が目立った。また、「特になし」と回答した館が市区町村立図書館では3割を占めるのも特徴的である。

(10) 文庫本及び新書の受入

文庫本及び新書の受入状況及び受入理由についてそれぞれ尋ねた。

ア 文庫本の受入状況及び受入理由

文庫本の受入状況について尋ねた。(図 2.33)

都道府県立図書館では、文庫本を「受け入れる（購入する）」が91.5%（43館）を占め、「受け入れない」はわずか2.1%（1館）だった。

市区町村立図書館でも、文庫本を「受け入れる（購入する）」が90.4%（1,199館）を占め、「寄贈のみ受け入れる」が2.9%（38館）、「受け入れない」が1.7%（22館）だった。

「その他」としては以下のようなものが挙げられている。

(都道府県立図書館の例)

- ・レーベルを限定
- ・文庫オリジナル、又は単行本が入手不可の場合

(市区町村立図書館の例)

- ・文庫オリジナル
- ・リクエストがあった場合
- ・既に所蔵している作品（シリーズ）についてのみ
- ・映像化作品・文学賞などの受賞作品のみ

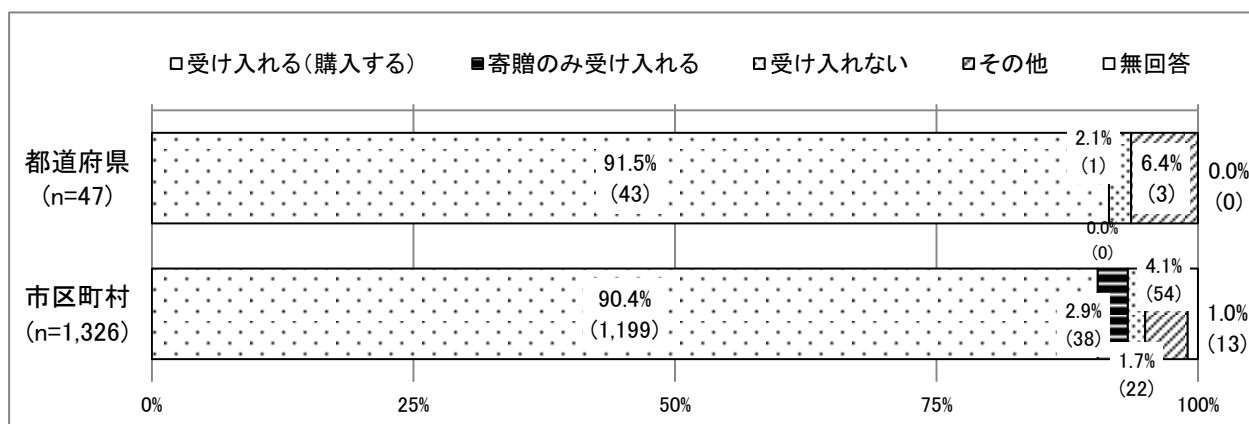


図 2.33 文庫本の受入状況

次に、文庫本の受入理由を尋ねた。(図 2.34)

都道府県立図書館では、「本の形態を理由とした選定は行わない」が 58.1% (25 館) と最も多く、「サイズが小さいから」が 7.0% (3 館)、「利用者の要望が多いから」が 2.3% (1 館) だった。

市区町村立図書館では、「本の形態を理由とした選定は行わない」が 73.7% (884 館) と最も多く、次いで「利用者の要望が多いから」が 14.5% (174 館)、「安価だから」「サイズが小さいから」がそれぞれ 1.5% (18 館) だった。

「その他」としては、「単行本での入手が不可 (文庫オリジナル)」が多く見られたほか、以下のようなものが挙げられている。

(都道府県立図書館の例)

- ・(単行本を既に所蔵している場合に) 改訂・増補、解説があるなど調査研究に役立つかを考慮
- ・数レーベルを定期購入

(市区町村立図書館の例)

- ・リクエストによる
- ・「図書館で文庫本を買わないで」に賛同し、購入は控えている
- ・購入の冊数を減らさないようにするため (購入している)
- ・利用者が高齢化し、大判で重量のある単行本は敬遠される傾向が出てきたので、近年は文庫本をむしろ優先して受け入れるようにしている
- ・文庫オリジナルの出版が増えており、書評に取り上げられるなど、文庫であるという理由では受入対象からはずせなくなっている

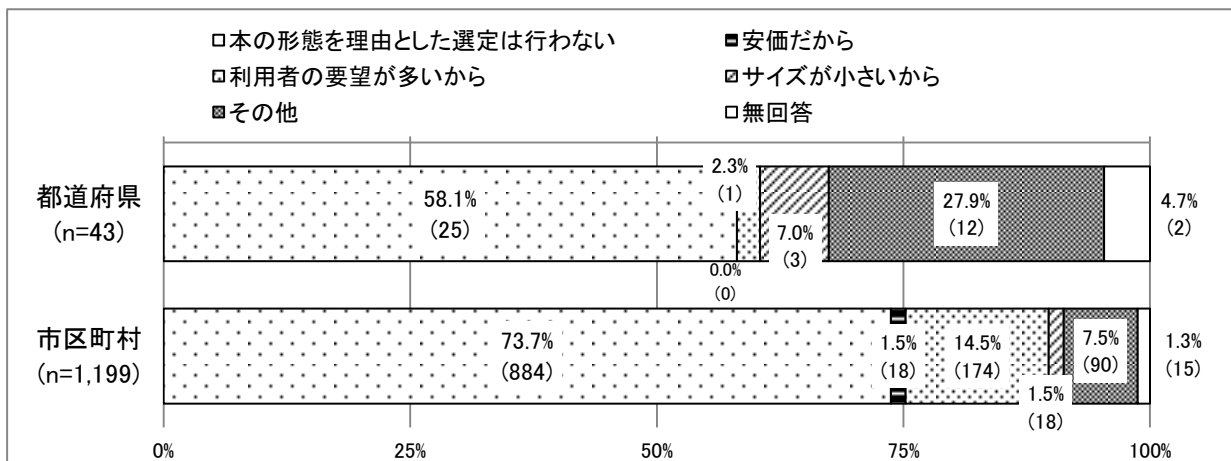


図 2.34 文庫本の受入理由

イ 新書の受入状況及び受入理由

新書の受入状況について尋ねた。(図 2.35)

都道府県立図書館では、「受け入れる(購入する)」が 97.9% (46 館) を占めた。「その他」では「単行本として発行されていないものを選定」が挙げられている。

市区町村立図書館でも、新書を「受け入れる(購入する)」が 95.9% (1,272 館) を占め、「寄贈のみ受け入れる」が 0.8% (11 館)、「受け入れない」が 0.8% (10 館) だった。「その他」としては「リクエストがある場合」の記載が多く見られた。

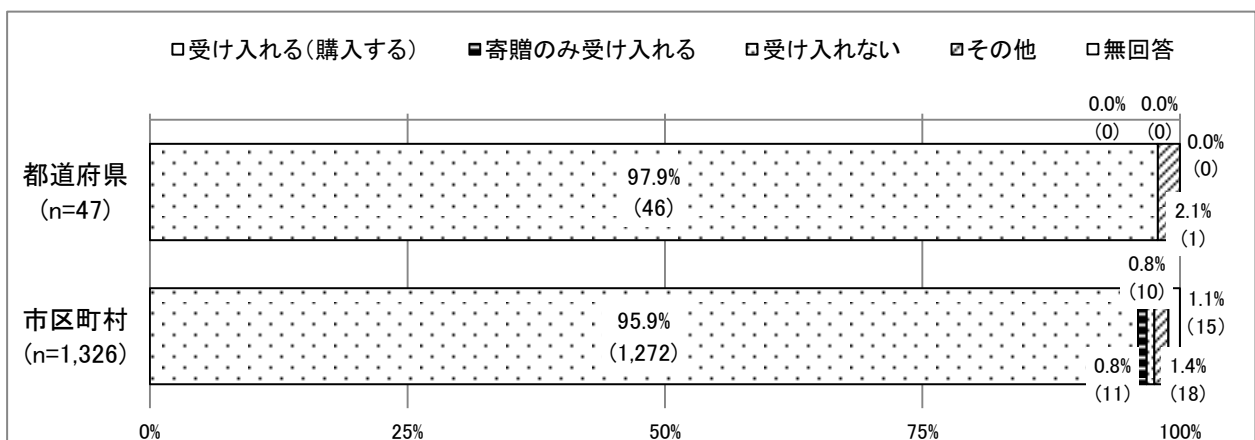


図 2.35 新書の受入状況

次に、新書の受入理由を尋ねた(図 2.36)。

都道府県立図書館では「本の状態を理由とした選定は行わない」が 73.9% (34 館)、「利用者の要望が多いから」が 2.2% (1 館) だった。

市区町村立図書館では、「本の状態を理由とした選定は行わない」が 82.3% (1,047 館) を占め、「利用者の要望が多いから」は 10.8% (137 館)、「安価だから」は 1.0% (13 館) だった。

「その他」として、市区町村立図書館では「単行本で発行されていないものは選書対象」など、オリジナルであることが記載されたものも多く見られたほか、以下のようなものが挙げられている。

(都道府県立図書館の例)

- ・単行本で代替できないことが多いため、選定の際特に勘案することはない
- ・内容的に当館の所蔵として適したものも刊行されているため、レーベルごとに全点購入、選択購入等の区別をして受入

(市区町村立図書館の例)

- ・岩波新書のみ継続購入している
- ・教養書として特定の新書を受け入れる
- ・単行本では収集しきれない幅広い範囲を網羅するため

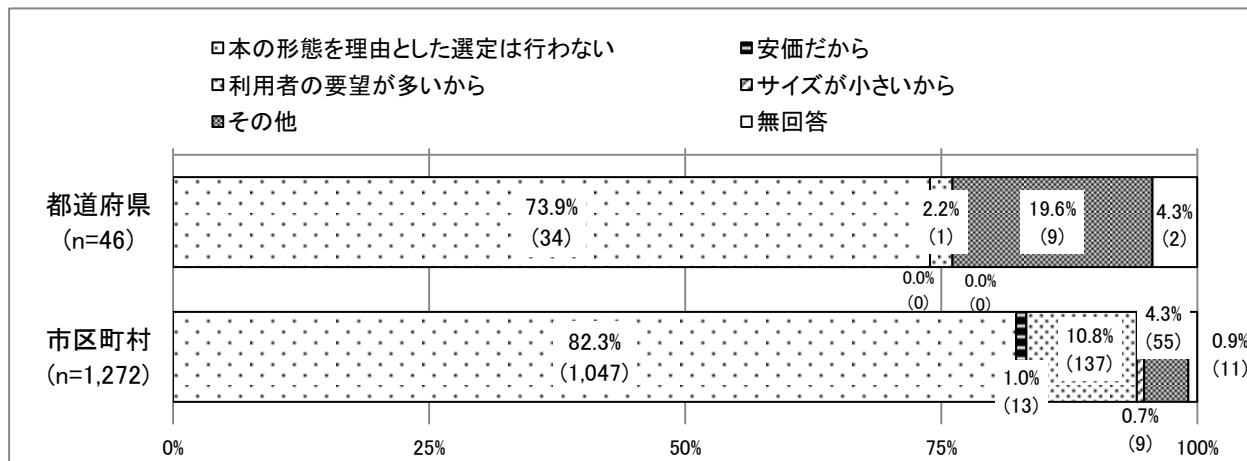


図 2.36 新書の受入理由

(11) 文庫本・新書の全点購入レーベル

文庫本又は新書を「受け入れる（購入する）」と回答した館を対象に、文庫本及び新書で全点購入を行っているレーベルについて、主なものを5つまで記述式で挙げてもらった。文庫本も新書も9割を超える図書館が「受け入れる（購入する）」と回答したため、本項では、都道府県立図書館、市区町村立図書館を区別せず、全体でレーベル別に集計した。

「岩波新書」と回答した館が最も多く26.1%（359館）だった。なお、「岩波新書（新赤版）」と限定しての回答も1.9%（12館）あった。次いで「岩波文庫」が14.1%（194館）、「中公新書」が12.2%（168館）、「岩波ジュニア新書」と回答した館が11.1%（153館）、「講談社現代新書」が6.8%（94館）、「講談社ブルーボックス」が5.3%（74館）、「講談社学術文庫」が3.6%（50館）、「ちくまプリマー新書」が3.2%（45館）、「東洋文庫」が3.0%（42館）、「ちくま新書」が2.4%（34館）、「光文社古典新訳文庫」が2.0%（28館）だった。このほかにも様々な回答があり、全体で90程のレーベルが挙げられた。「集英社コバルト文庫」や「角川ビーンズ文庫」「角川つばさ文庫」「青い鳥文庫」といったヤングアダルト向けレーベルも散見された。

3 リクエスト

本項では、リクエストの受付状況、受付対象者、受け付けていない資料種別、購入する際の上限金額、未購入の理由について整理する。なお、ここでいうリクエストとは、図書館が所蔵していない資料に対して、貸出や閲覧の希望があった場合への対応のこととする。

(1) リクエストの受付状況

リクエストの受付の有無について尋ねた。(図 2.37)

都道府県立図書館では、「受け付けている」が 89.4% (42 館)、「受け付けていない」が 10.6% (5 館) だった。市区町村立図書館では「受け付けている」が 98.9% (1,311 館) を占め、「受け付けていない」はわずかに 0.5% (6 館) だった。

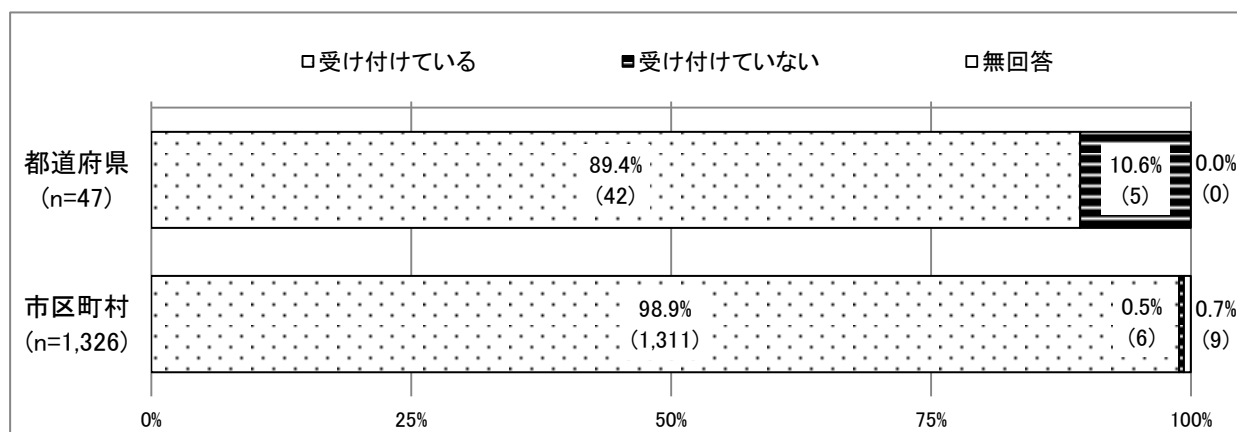


図 2.37 リクエストの受付状況

(2) リクエストに対する対応

3 (1)で「受け付けている」と回答した図書館を対象に、リクエストに対する対応について尋ねた。

ア リクエストを受け付ける対象者

リクエストを受け付ける対象者について尋ねた。(図 2.38)

都道府県立図書館では「図書館の登録者のみ」が 57.1% (24 館) で最も多く、次いで「制限なし (誰からでも)」が 23.8% (10 館)、「在住、在勤、在学者 (登録・未登録は問わない)」が 16.7% (7 館) だった。

市区町村立図書館では「図書館の登録者のみ」が 57.6% (755 館) で最も多く、次いで「その他」が 21.7% (285 館)、「在住、在勤、在学者 (登録・未登録は問わない)」が 17.5% (230 館)、「制限なし (誰からでも)」が 13.7% (180 館) だった。

「その他」として、都道府県立図書館では「県内市区町村立図書館・読書施設」が多く挙げられ、市区町村立図書館では、「在住、在勤、在学の登録者 (近隣市区町村の登録者は除く)」が多く挙げられていた。他に以下のようなものが挙げられている。

(市区町村立図書館の例)

- ・ 在住の登録者
- ・ 学校や保育園など
- ・ 未登録でも受け付けるが、後日登録してもらう
- ・ 帰省中の利用者
- ・ 行政職員

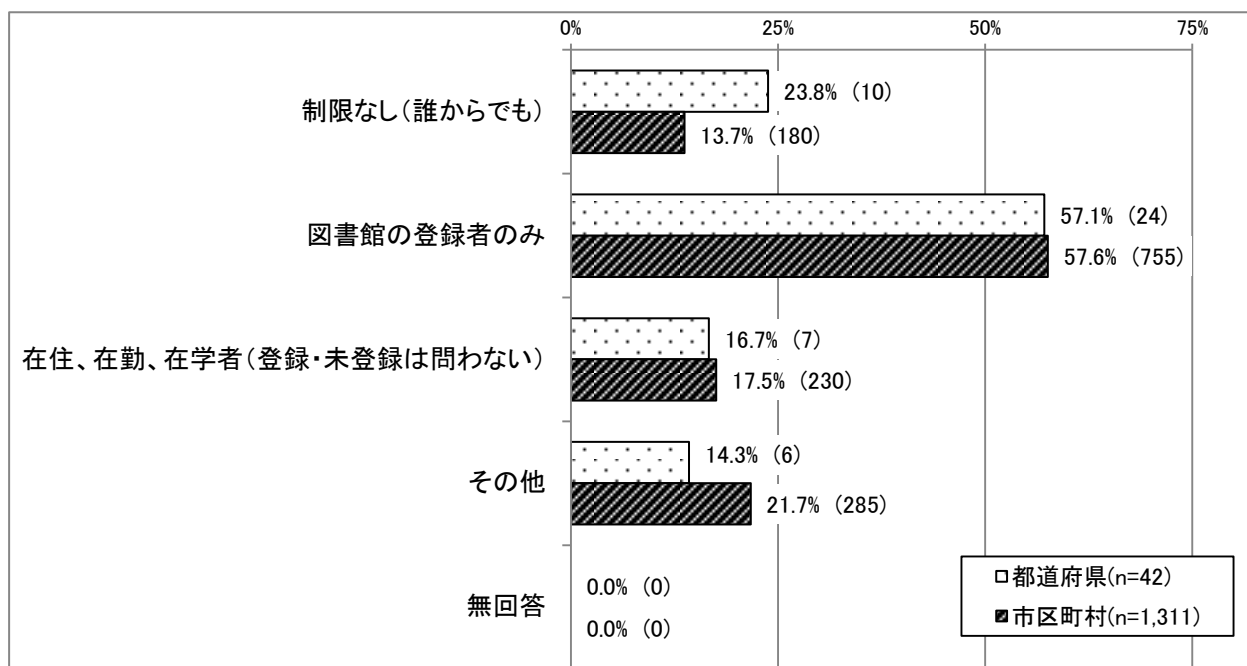


図 2.38 リクエストを受け付ける対象者（複数回答可）

イ リクエストを受け付けていない資料種別

リクエストを受け付けていない資料種別について尋ねた。(図 2.39)

都道府県立図書館では「学習参考書・問題集」が 66.7% (28 館) で最も多いが、「雑誌」、「新聞」、「視聴覚資料」、「電子資料」、「マンガ」についても過半数の都道府県立図書館で「受け付けていない」と回答している。

市区町村立図書館では「電子資料」が 89.2% (1,169 館) で最も多く、「新聞」、「視聴覚資料」、「学習参考書・問題集」についても 7 割以上で「受け付けていない」という回答だった。「その他」として、以下のようなものが挙げられている。

(都道府県立図書館の例)

児童書／ムック／加除式資料

(市区町村立図書館の例)

ゲーム等の攻略本／発売前の資料／高額資料／映像資料 (DVD) ／楽譜／文庫本／
個人の写真集／大型絵本／パネルシアター／全集／タレント本

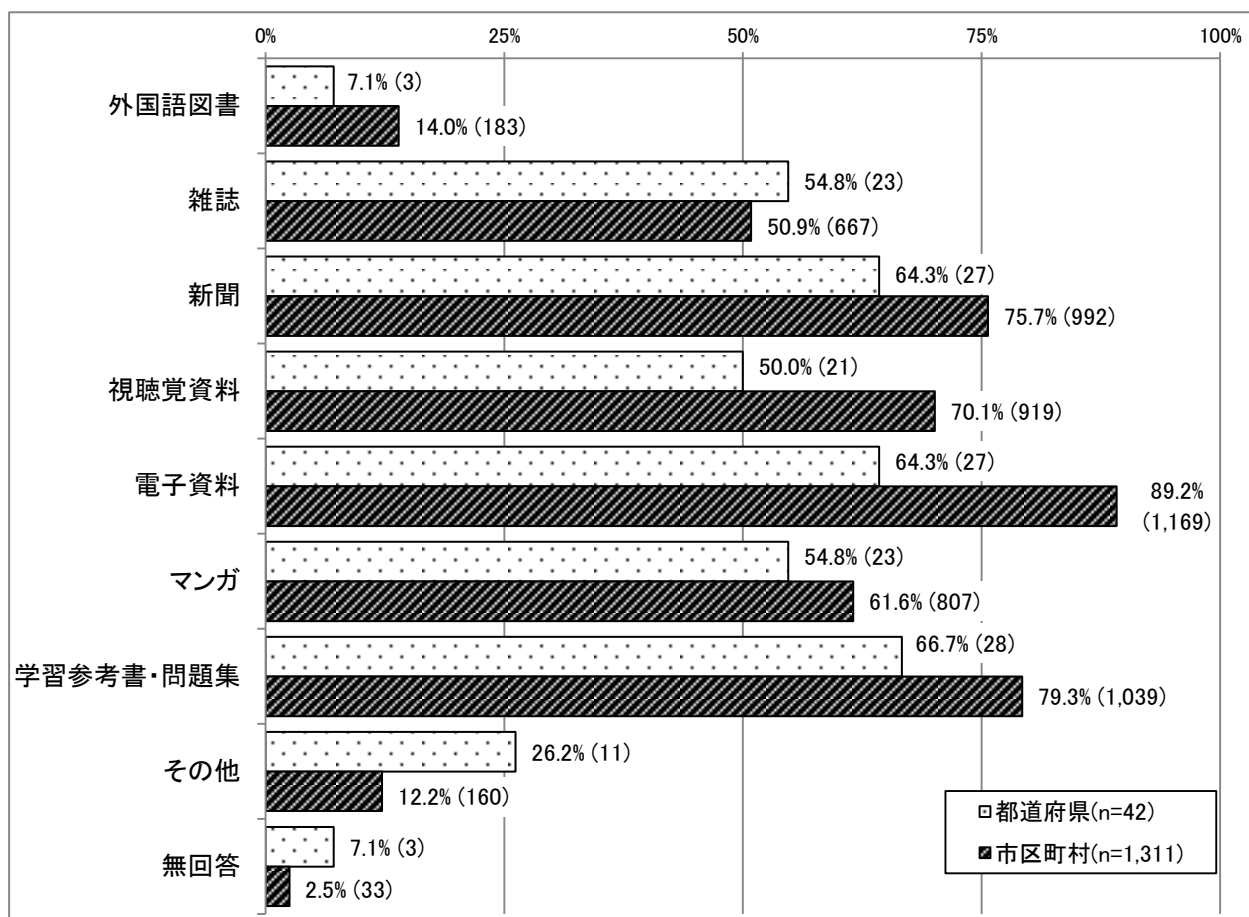


図 2.39 リクエストを受け付けていない資料種別（複数回答可）

ウ リクエスト資料を購入する際の上限金額

まず、リクエスト資料を購入する際に上限金額を設定しているかどうかについて尋ねた。（図 2.40）

都道府県立図書館では「設定していない」が 88.1%（37 館）で最も多く、「年間予算の中でのリクエスト購入金額が決まっている」は 7.1%（3 館）、「その他」は 4.8%（2 館）で、「1 点あたりの上限金額を設定している」は 0 館だった。

市区町村立図書館でも「設定していない」が 80.3%（1,053 館）で最も多く、「1 点あたりの上限金額を設定している」、「年間予算の中でのリクエスト購入金額が決まっている」、「その他」がそれぞれ 6～7% でほぼ同数だった。

「その他」として、市区町村立図書館では以下のようなものが挙げられている。

（市区町村立図書館の例）

- ・ 上限はないが年間の予算内で対応
- ・ 金額ではなく一人あたりあるいは一家族あたりの冊数で制限を設定
- ・ 一定の金額以上の場合は購入の可否を検討あるいは都道府県立図書館に依頼
- ・ 利用者 1 名あたりの上限金額を設定

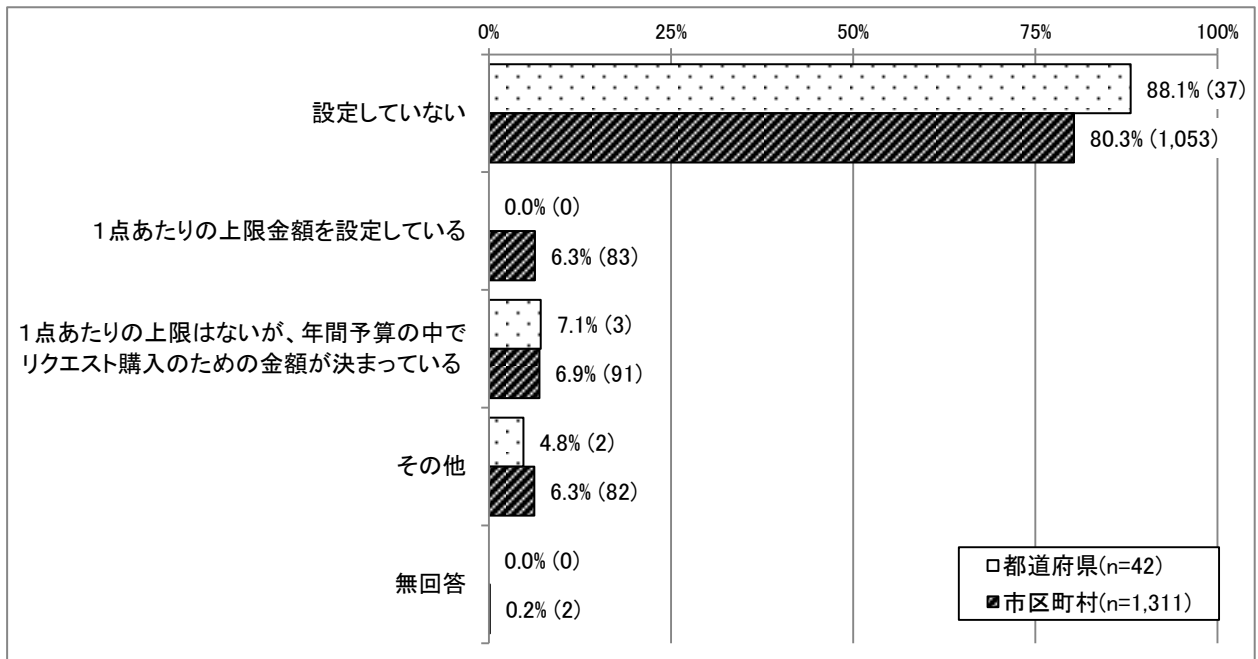


図 2.40 リクエスト資料を購入する際の上限金額

次に、3(2)ウで「1点あたりの上限金額を設定している」あるいは「1点あたりの上限金額はないが、年間予算の中でリクエスト購入のための金額が決まっている」と回答した図書館を対象に、金額について尋ねた。(図 2.41、2.42)

都道府県立図書館の「年間予算の中でのリクエスト購入金額」は、「50万円未満」、「50万～100万円未満」、「150万～200万円未満」がそれぞれ1館ずつだった。前述のとおり、「1点あたりの上限金額を設定している」は0館である。

市区町村立図書館の「年間予算の中でのリクエスト購入金額」では「50万円未満」が42.9% (39館)で最も多く、次いで「50万～100万円」が20.9% (19館)だった。「200万円以上」という回答も11.1% (10館)あった。また、「1点あたりの上限金額」では、「2千円～5千円」が42.2% (35館)で最も多く、次いで「5千円～1万円」が37.3% (31館)、「1万円～5万円」が18.1% (15館)だった。「5万円以上」は0館だった。

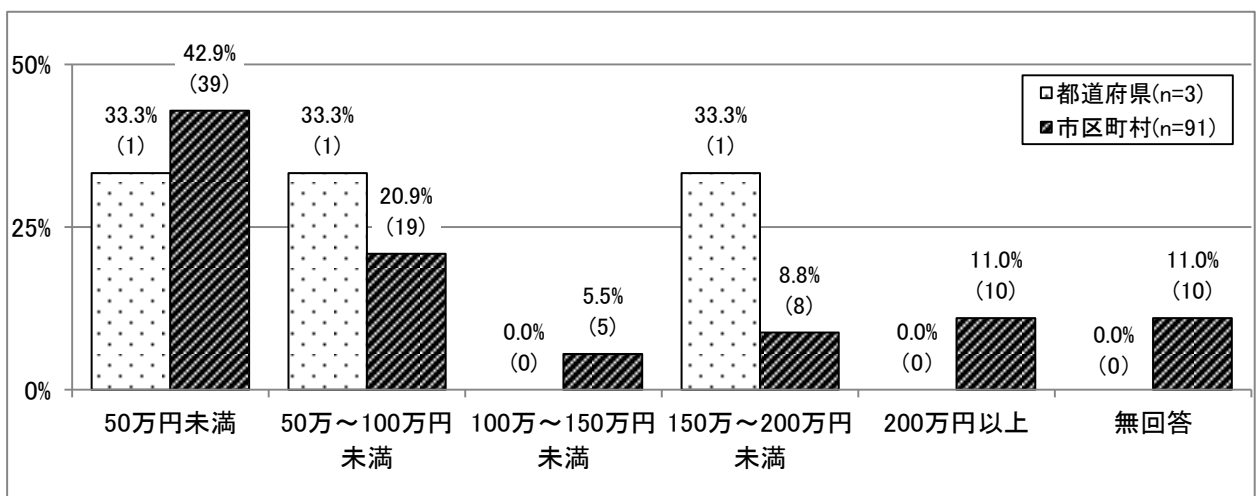


図 2.41 年間予算の中でのリクエスト購入金額

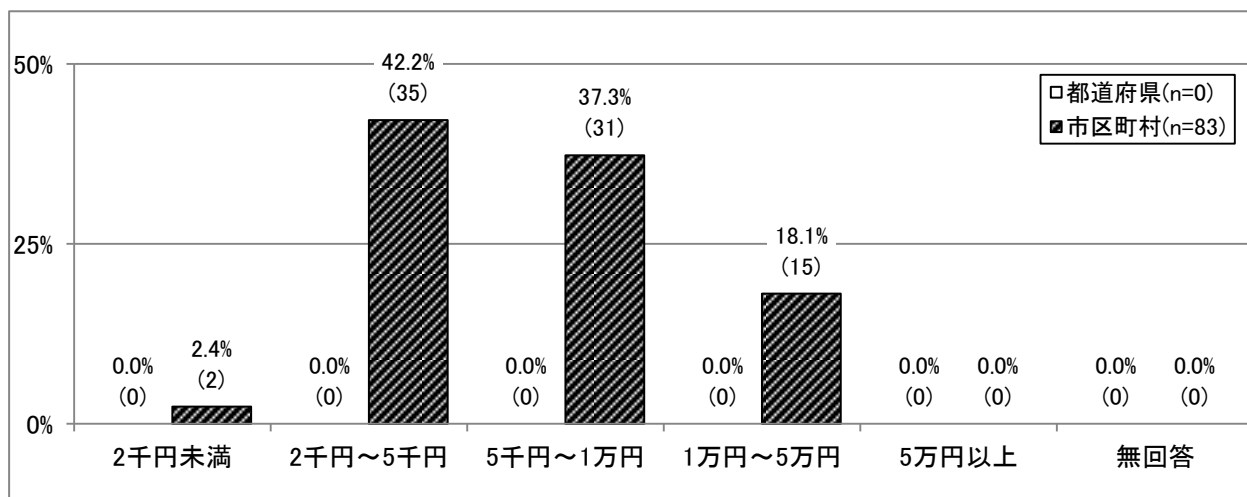


図 2.42 1点あたりの上限金額

エ リクエストを受けた資料を購入しない理由

次に、リクエストを受けた資料を購入しない理由について尋ねた。(図 2.43)

都道府県立図書館では「資料収集方針あるいは蔵書構成に合致しないから」が 95.2% (40 館) を占めた。「購入はしないことにしている資料種別だから」、「近隣図書館で所蔵している館があるため」はそれぞれ 5 割程度だった。

市区町村立図書館では「資料収集方針あるいは蔵書構成に合致しないから」、「近隣図書館で所蔵している館があるため」がそれぞれ 8 割程度、次いで「購入はしないことにしている資料種別だから」、「金額面の問題から」がそれぞれ 5 割程度だった。

「その他」として、市区町村立図書館では、特に「今後の利用があまり見込めない資料であるため」という回答が多く挙げられていた。他には以下のようなものが挙げられている。

(都道府県立図書館の例)

- ・購入に限らず借受を含め、総合的に判断しているため
- ・著作権法上個人貸出が不可となっている資料の場合
- ・リクエスト者が在住する自治体の公共図書館等で所蔵している場合
- ・年鑑等、継続性のある資料の場合

(市区町村立図書館の例)

- ・出版から年数が経過している場合
- ・入手不可あるいは通常の経路では入手が困難な場合
- ・実用書など、類書を既に複数所有している場合
- ・所蔵のないシリーズ本の途中の巻である場合

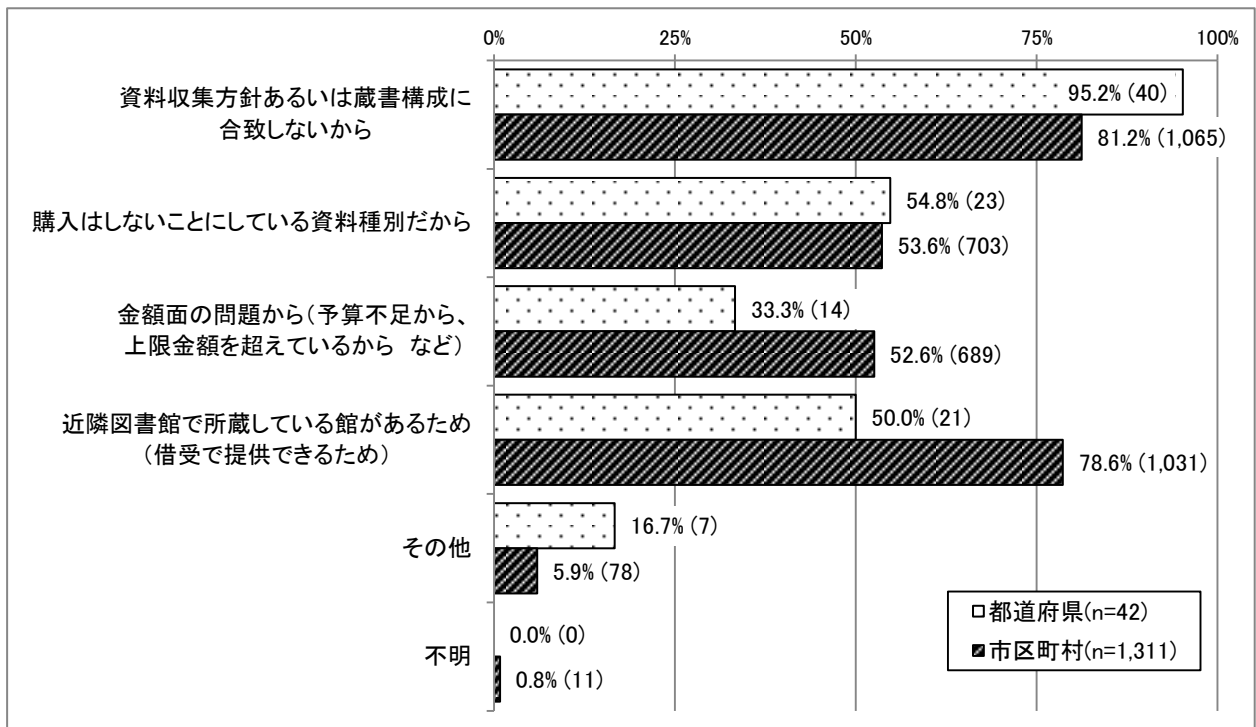


図 2.43 リクエストを受けた資料を購入しない理由 (複数回答可)

4 電子情報源

本項では、まず、有料のオンラインデータベースの導入状況とその種類について整理する。続いて電子書籍サービスについて、導入状況、運用状況の詳細、電子書籍サービスの方式、利用できる対象者、および導入・非導入の理由についてまとめる。

(1) 有料のオンラインデータベースの導入状況

ア 導入の有無

有料のオンラインデータベースの導入の有無について尋ねた。(図 2.44)

都道府県立図書館では、100% (47 館) で「導入している」と回答した。

一方、市区町村立図書館では「導入していない」の割合が 61.0% (809 館) と高く、「導入している」は 38.2% (506 館) だった。

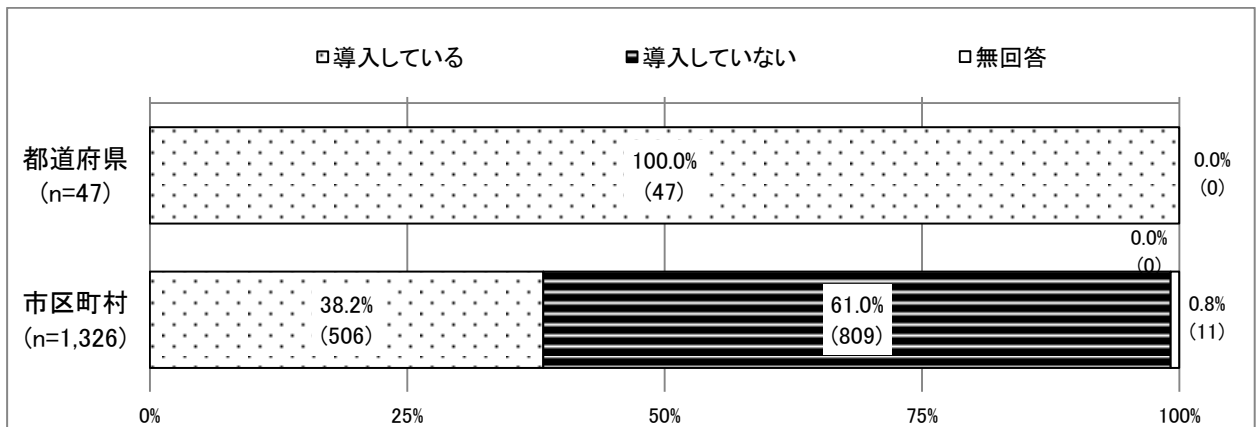


図 2.44 導入の有無

イ 導入数

4 (1)アで「導入している」とした図書館を対象に、オンラインデータベースの導入数について尋ねた。(図 2.45)

都道府県立図書館では「6～10」が46.8% (22 館) で最も多く、次いで「11以上」が29.8% (14 館)、「4～5」が14.9% (7 館) だった。

市区町村立図書館では「1」、「2～3」がそれぞれ30.6% (155 館) で最も多く、「4～5」、「6～10」はそれぞれ16%程度で、「11以上」はわずかに3.8% (19 館) だった。

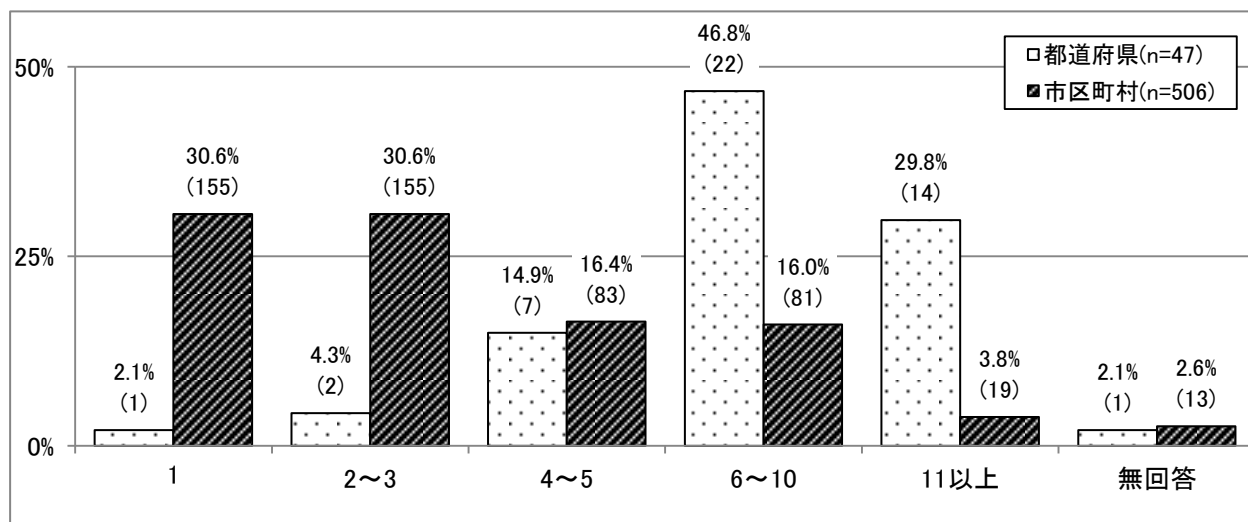


図 2.45 導入数

(2) 導入しているデータベースの種類

4 (1)アで「導入している」とした図書館を対象に、導入しているデータベースの種類について尋ねた。(図 2.46)

都道府県立図書館では「新聞記事」が97.9% (46 館)、「法律・判例情報」が91.5% (43 館) とそれぞれ9割以上の図書館で導入されていた。また、「雑誌記事索引」が72.3% (34 館)、「企業・経営状況」が66.0% (31 館) と、それぞれ約7割の図書館で導入されていた。最も少なかったのは「音楽・音声情報」で8.5% (4 館) だった。

市区町村立図書館では「新聞記事」が77.3% (391 館) で最も多く、次いで「法律・判例情報」が54.5% (276 館) で、他の種類のデータベースについては導入率が全て3割以下だった。最も少なかったのは「医学・医療関連情報」、「文学情報」でそれぞれ3.6% (18 館) だった。

「その他」として、都道府県立図書館では「農業関連情報」、「官報情報」、「障害者支援情報」などが挙げられた。市区町村立図書館でも、都道府県立図書館と同様に「農業関連情報」、「官報情報」が特に多く挙げられ、「美術情報」、「歴史情報」、「書誌情報」などもあった。

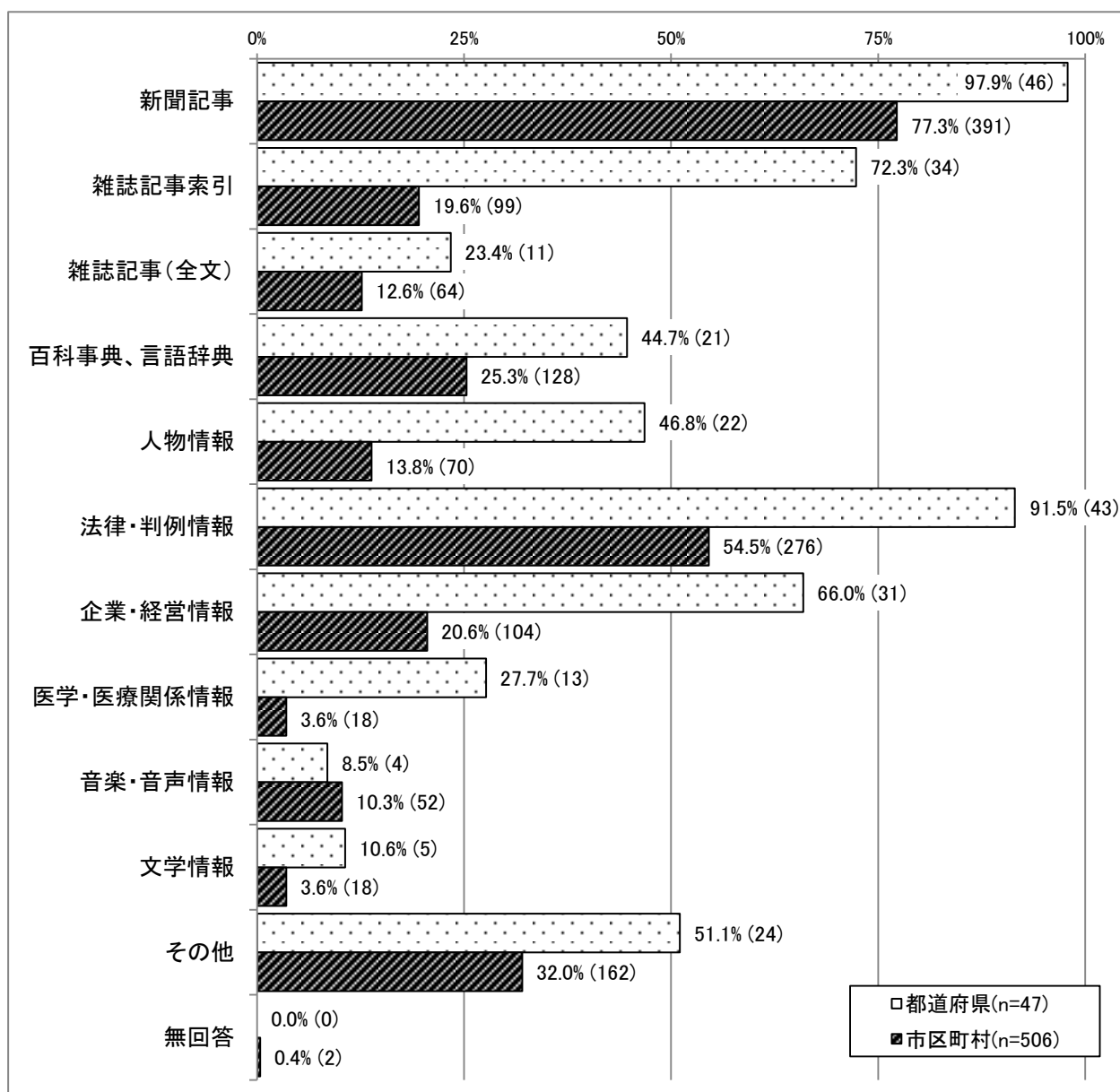


図 2.46 導入しているデータベースの種類（複数回答可）

(3) 電子書籍サービス導入の有無

電子書籍サービスの導入の有無について尋ねた。(図 2.47)

都道府県立図書館では「導入しておらず、予定もない」が 63.8% (30 館) で最も多く、「導入について検討中 (時期は未定)」が 21.3% (10 館)、「導入している」が 12.8% (6 館)、「2019 年度から導入予定」が 2.1% (1 館) だった。

市区町村立図書館でも「導入しておらず、予定もない」が 73.7% (977 館) で最も多く、「導入について検討中 (時期は未定)」が 12.7% (169 館)、「導入している」が 6.1% (81 館) だった。

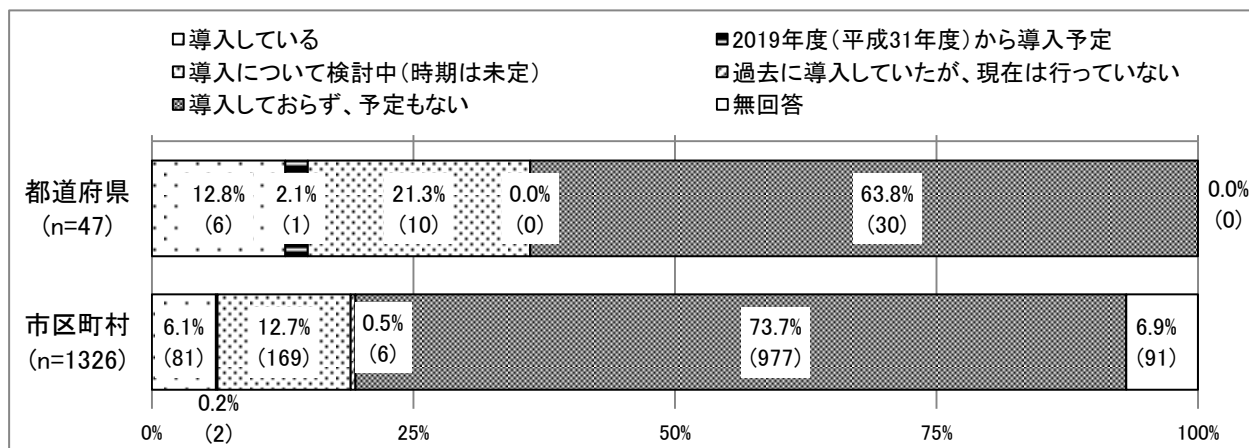


図 2.47 電子書籍サービス導入の有無

(4) 電子書籍サービスの運用状況の詳細

4 (3) で「導入している」あるいは「2019 年度 (平成 31 年度) から導入予定」と回答した図書館を対象に、電子書籍の運用状況の詳細について尋ねた。

ア 導入時期、タイトル数、費用、システム

まず導入時期について整理する。(図 2.48)

都道府県立図書館では「2015 年以降」が 57.1% (4 館)、「2010~2014 年」が 42.9% (3 館) だった。

市区町村立図書館でも「2015 年以降」が 67.5% (56 館) で最も多く、次いで「2010~2014 年」が 31.3% (26 館) だった。

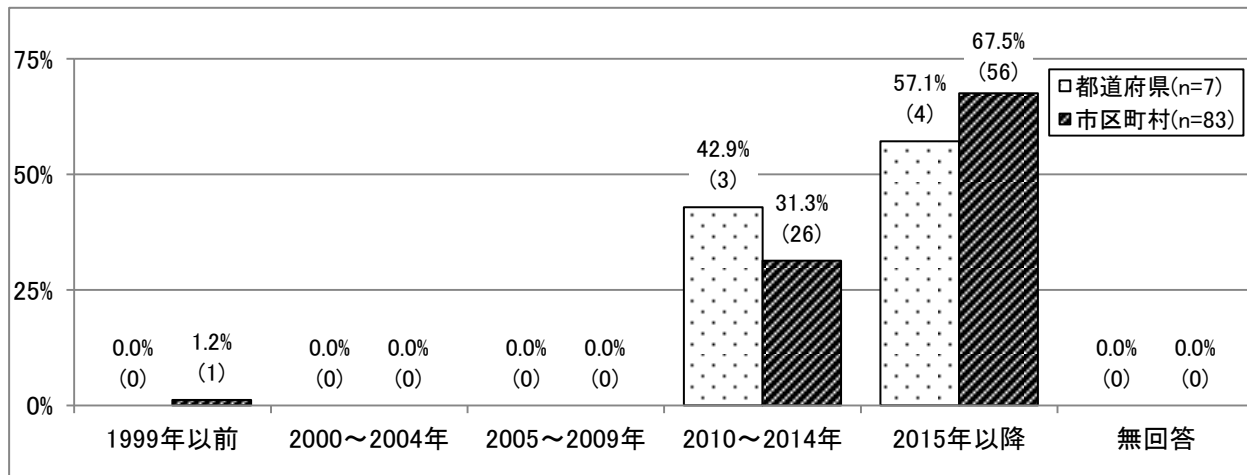


図 2.48 導入時期

次にタイトル数について整理する（図 2.49）。

都道府県立図書館では「100～250 タイトル未満」が 28.6%（2 館）、その他はそれぞれ 14.3%（1 館）だった。

市区町村立図書館では「100 タイトル未満」が 25.3%（21 館）で最も多く、次いで「5,000 タイトル以上」が 18.1%（15 館）、その他はそれぞれ 15%以下でばらつきがあった。

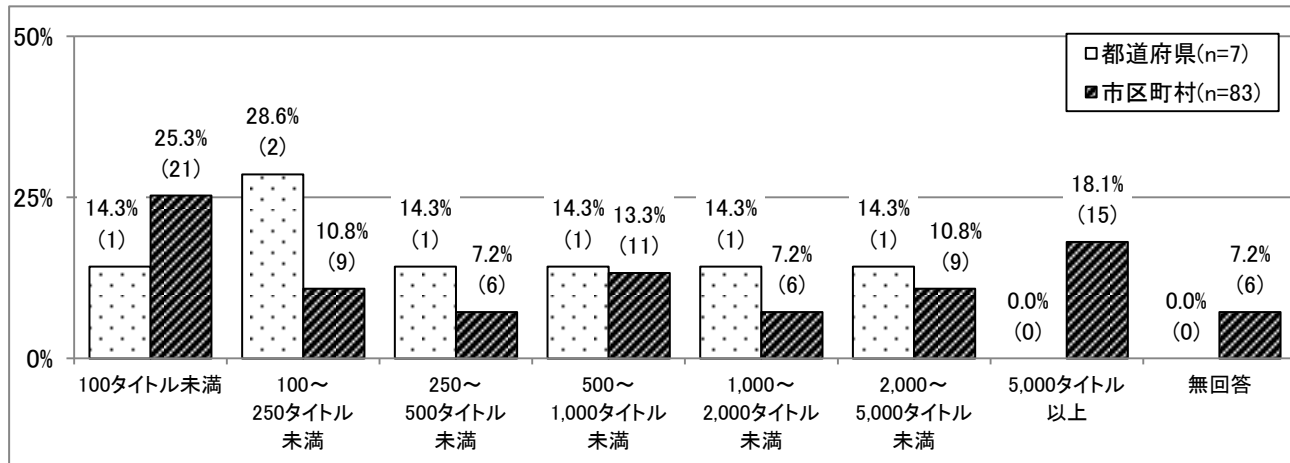


図 2.49 タイトル数

次に導入費用について整理する。（図 2.50）

都道府県立図書館では「無回答」が 57.1%（4 館）で最も多く、「100 万円未満」、「100 万～200 万円未満」、「500 万円以上」がそれぞれ 14.3%（1 館）だった。

市区町村立図書館でも「無回答」が 42.2%（35 館）で最も多く、次いで「100 万円未満」が 16.9%（14 館）、「100 万～200 万円未満」、「200 万～300 万円未満」がそれぞれ 13.3%（11 館）だった。

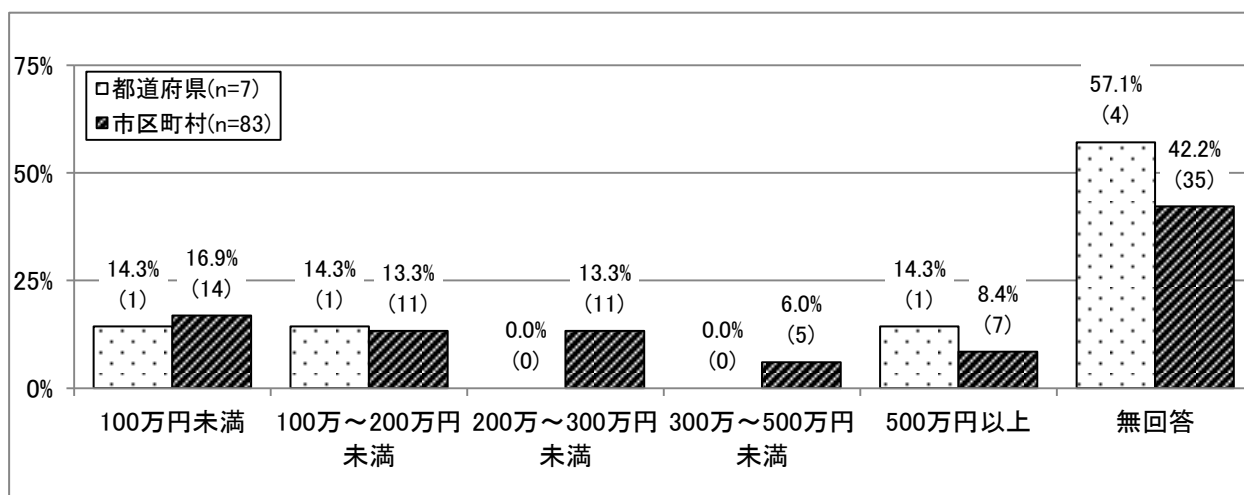


図 2.50 導入費用

次に年間維持費について整理する。(図 2.51)

都道府県立図書館では「500 万円以上」が 42.9% (3 館) で最も多く、「100 万円未満」、「200 万～300 万円未満」、「300 万～500 万円未満」がそれぞれ 14.3% (1 館) だった。

市区町村立図書館では「無回答」が 38.6% (32 館) で最も多く、次いで「100 万～200 万円未満」が 21.7% (18 館)、「100 万円未満」が 20.5% (17 館) だった。

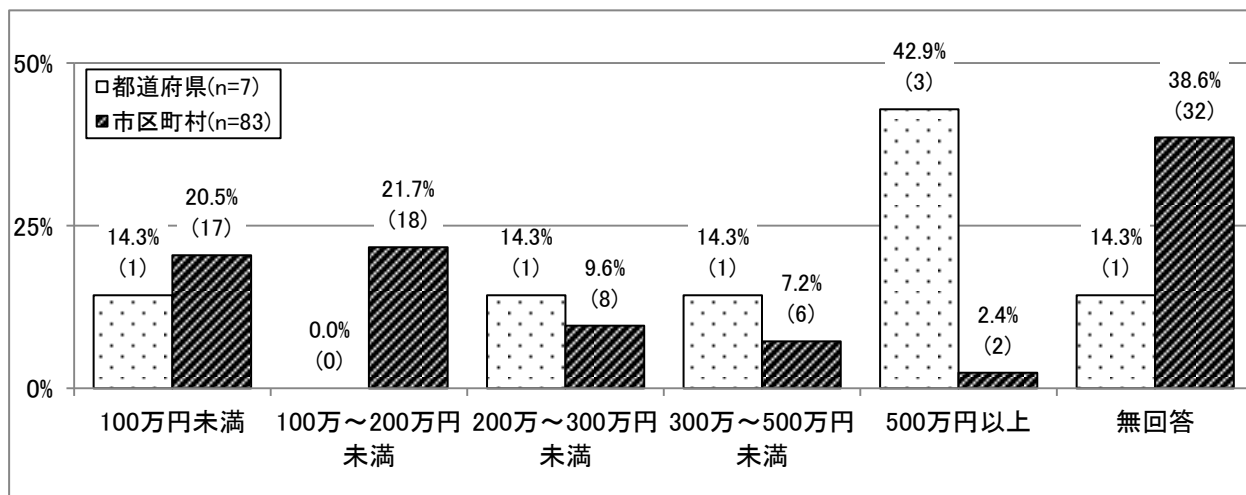


図 2.51 年間維持費

次にシステムについて整理する。

都道府県立図書館では「TRC-DL」が 3 館、「KinoDen」が 2 館 (うち 1 館は導入予定)、その他「経葉デジタルライブラリ」、「ジャパンナレッジ Lib」、「EBSCO」がそれぞれ 1 館で導入があった。

市区町村立図書館では「LibrariE&TRC-DL」「TRC-DL」などの TRC 系が 61 館で最も多く、次いで「Rakuten OverDrive」(メディアドゥ含む) が 8 館、その他には「livebook」、「SONY Reader」、「Amazon Kindle」、「GPRIME for SaaS」などが挙げられた。

イ 電子書籍サービスの方式

電子書籍サービスの方式について尋ねた。(図 2.52)

都道府県立図書館では、「電子書籍の個人貸出を行っている」が 42.9% (3 館) で最も多く、「図書館が用意した端末で館内でのみ利用することができる」、「その他」がそれぞれ 28.6% (2 館) だった。

市区町村立図書館では「電子書籍の個人貸出を行っている」が 90.4% (75 館) を占め、「図書館が用意した端末で館内でのみ利用することができる (貸出不可)」はわずかに 2.4% (2 館) だった。

「その他」として、都道府県立図書館では「家庭・職場など外部利用者からの利用」、「アクセス数をカウントする方式」といった回答があった。市区町村立図書館では以下のようなものが挙げられている。

(市区町村立図書館の例)

- ・個人貸出と一部団体貸出
- ・EPUB 形式のデータを個人がホームページからダウンロードして利用
- ・図書館が用意した端末及び個人が所有する端末で、館内でのみ利用することができる

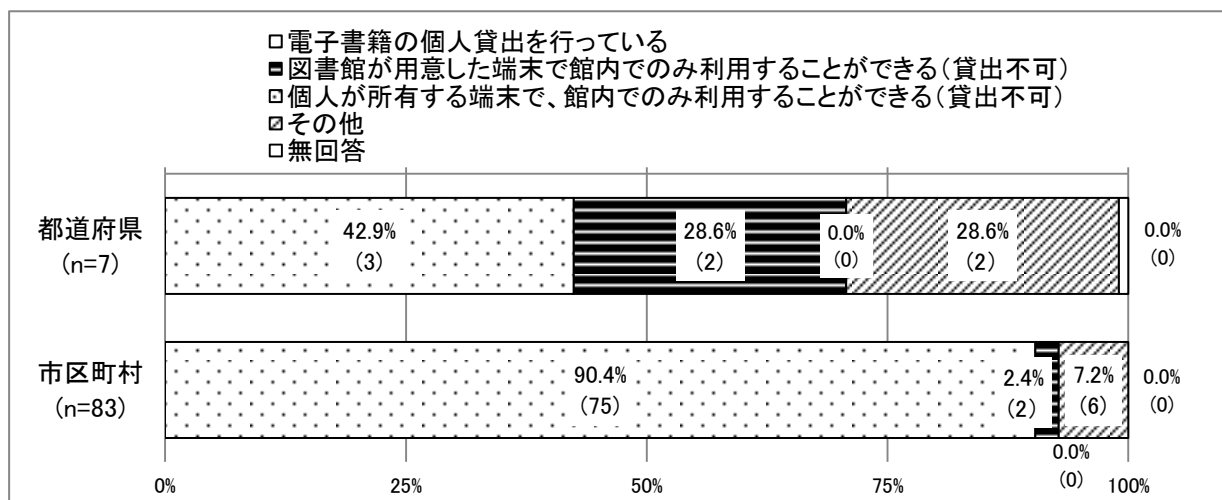


図 2.52 電子書籍サービスの方式

ウ 電子書籍サービスを利用できる対象者

電子書籍サービスを利用できる対象者について尋ねた。(図 2.53)

都道府県立図書館では「図書館の登録者のみ」、「その他」がそれぞれ 42.9% (3 館)、「制限なし」が 28.6% (2 館) だった。

市区町村立図書館では「図書館の登録者のみ」が 55.4% (46 館) で最も多く、次いで「その他」が 48.2% (40 館)、「在住、在勤、在学者(登録・未登録は問わない)」が 12.0% (10 館)、「制限なし(誰からでも)」が 8.4% (7 館) だった。

「その他」として、都道府県立図書館では「県外在住者はビジターカードにより館内の端末で利用可」、「図書館のマイライブラリサービスに登録している利用者」といったものが挙げられた。市区町村立図書館では、特に「在住・在勤・在学の図書館登録者」が多く挙げられた。他には以下のようなものが挙げられている。

(市区町村立図書館の例)

- ・館外貸出利用は電子図書館利用登録が必要
- ・図書館登録者で中学生以上の市内在住者に限る
- ・在住の図書館登録者
- ・地域資料、広報誌など、コンテンツによっては制限なしで利用できる場合あり
- ・館内の利用者用検索端末からは誰でも利用可
- ・ふるさと納税の納税者

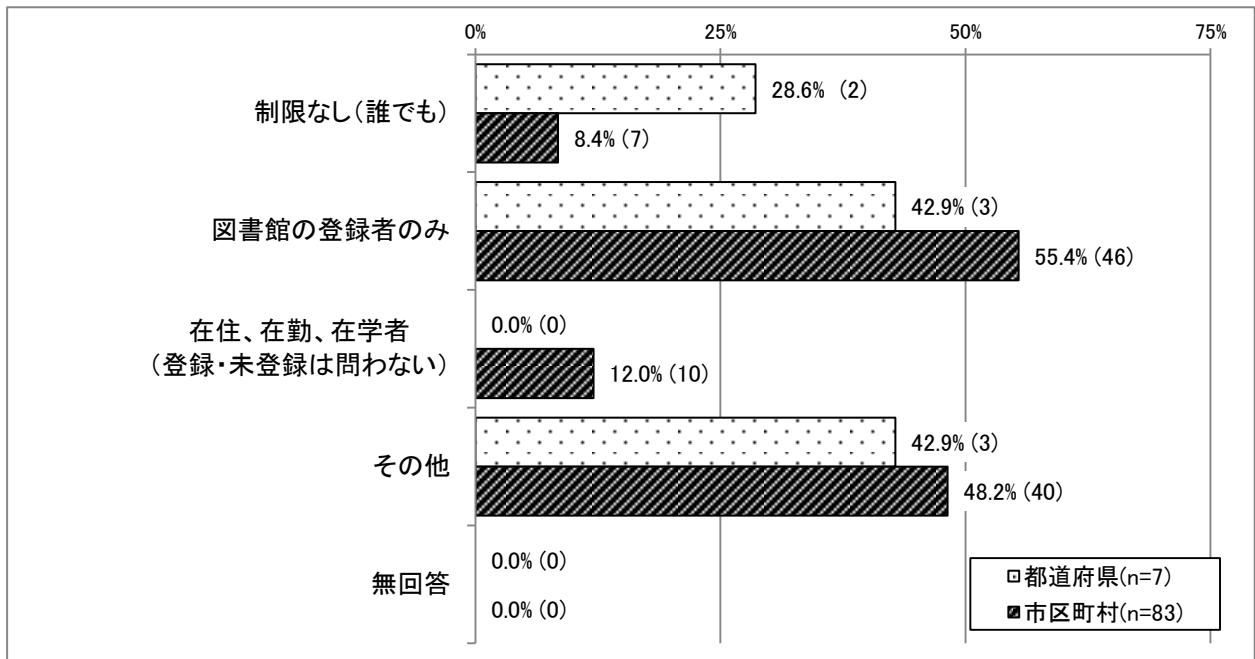


図 2.53 電子書籍サービスを利用できる対象者（複数回答可）

エ 電子書籍サービス導入の理由

電子書籍サービス導入の理由について尋ねた。（図 2.54）

都道府県立図書館では「非来館型サービスを充実させるため」が 71.4%（5 館）で最も多く、「利用者から要望があったため」、「その他」がそれぞれ 28.6%（2 館）、「障害者サービスの一環として」、「購入したいコンテンツが多くあったため」がそれぞれ 14.3%（1 館）だった。

市区町村立図書館でも「非来館型サービスを充実させるため」が 81.9%（68 館）で最も多く、次いで「障害者サービスの一環として」が 69.9%（58 館）、「その他」が 24.1%（20 館）だった。

「その他」として、都道府県立図書館では「ICT 社会の進展に対応するため」、「図書館未設置地域の県民に対するサービスとして」といったものが挙げられた。市区町村立図書館では、特に「指定管理者からの事業提案として」という回答が多くあった。他には以下のようなものが挙げられている。

（市区町村立図書館の例）

- ・新館オープンに合わせて
- ・加除式図書からの変更によるサービス向上を図るため
- ・所蔵スペースを要しない所蔵として魅力があるため
- ・主に子どもや YA の読書活動の推進を図るため
- ・作成した郷土資料を多くの人に提供するため
- ・多文化・多言語サービスの拡充のため
- ・大学との連携事業の成果(地域情報)を EPUB 形式で公開することになったため
- ・レファレンス・調査に対応できるコンテンツであったため
- ・広域連携で導入することが決まったため
- ・定住自立圏事業として導入

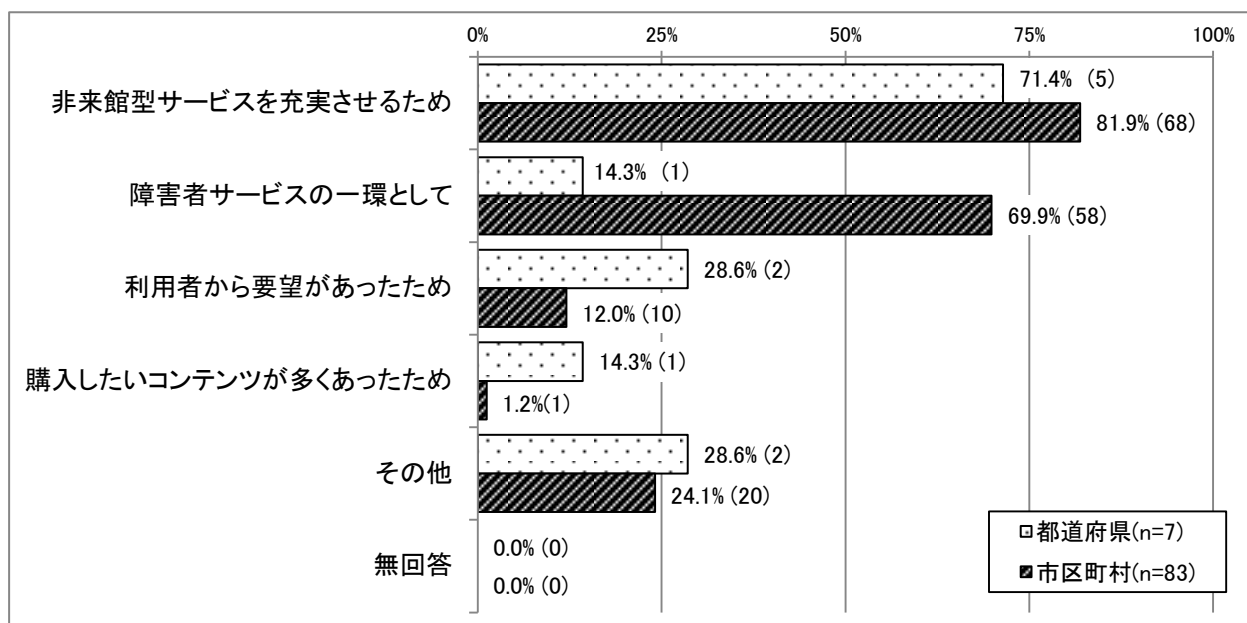


図 2.54 電子書籍サービス導入の理由（複数回答可）

(5) 電子書籍サービスを導入しない理由

4 (3)で「導入しておらず、予定もない」と回答した図書館を対象に、電子書籍サービスを導入しない理由について尋ねた。(図 2.55)

都道府県立図書館では「電子書籍に予算を割くことができないため」が 73.3% (22 館) で最も多く、次いで「蔵書構成あるいは収集方針に照らして購入したい資料がないため」が 50.0% (15 館)、「図書館情報システムに電子書籍サービスを組み込むことが困難なため」が 16.7% (5 館) だった。

市区町村立図書館でも「電子書籍に予算を割くことができないため」が 77.4% (756 館) で最も多い点は都道府県立図書館と同様だったが、次いで「利用者からの要望がないため」が 48.6% (475 館) と多かった。「図書館情報システムに電子書籍サービスを組み込むことが困難なため」は 17.3% (169 館)、「蔵書構成あるいは収集方針に照らして購入したい資料がないため」は 10.6% (104 館) だった。

「その他」として、市区町村立図書館では、特に「検討段階にも至っていない」、「時期尚早と考えるため」という回答が多くあった。他には以下のようなものが挙げられている。

(都道府県立図書館の例)

- ・情報収集に努めている状況
- ・導入の有無について具体的な検討に至っていない
- ・電子書籍には課題が多く、導入は時期尚早と考えるため
- ・利用者によって異なる情報環境のために生じる情報格差を防止するため

(市区町村立図書館の例)

- ・市教育委員会の現状の方針のため
- ・実際に本を手にとって直接ふれることで活字離れを防ぎ感性を磨いてほしいため
- ・電子書籍に対応する設備の整備が整っていないため
- ・他の課題やサービス（図書館システムの導入や地域資料のデジタル化など）を優先するため

- ・利用者用の端末がないため
- ・電子書籍サービスに関する知識やノウハウが不足しているため
- ・同一情報であれば、通常の書籍の方が長く利用できるため
- ・著作権に抵触しないか不透明なため
- ・電子書籍導入に関する情報収集や調査研究を十分に行えていないため
- ・他館の導入状況を注視している段階
- ・検討の結果、需要の低さと経費が高額であることから当面導入しないこととした
- ・利用者が利用しやすいかわからないため
- ・現状の販売電子図書は、図書館の蔵書にならないため
- ・県立図書館で全県サービスとして展開したほうが効率的と考えるため
- ・電子書籍フォーマットの不統一により、永続的サービスができない可能性の問題
- ・利用者側のインフラが整っていないため

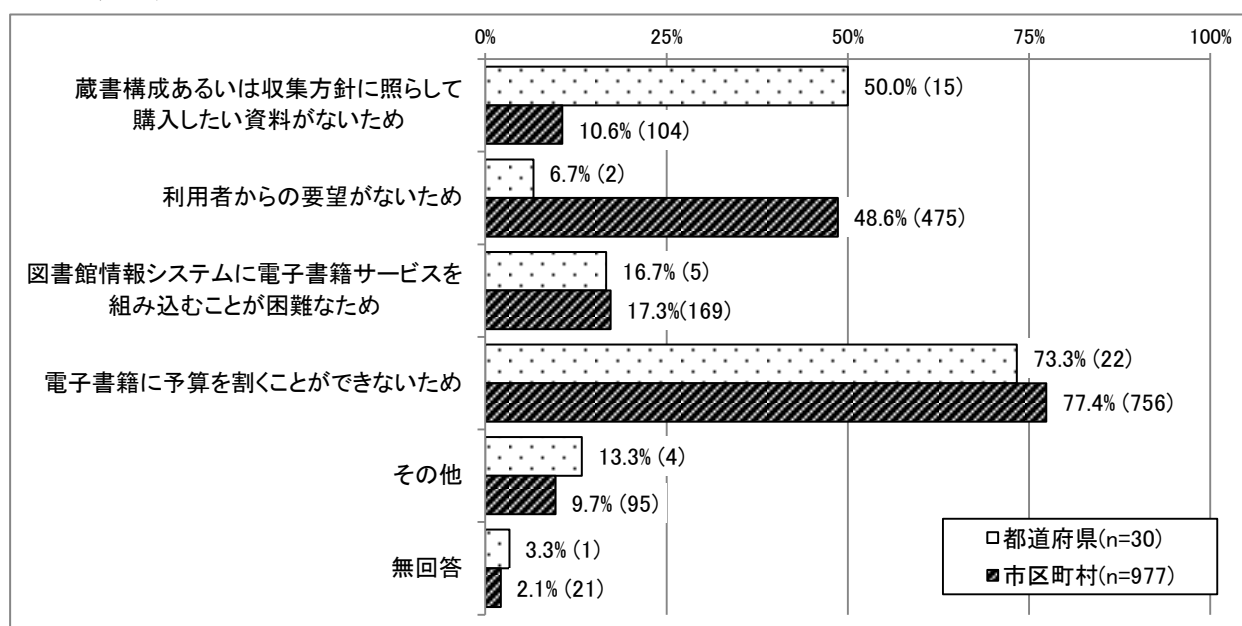


図 2.55 電子書籍サービスを導入しない理由（複数回答可）

5 収集（資料選択）全般

本項では、資料の収集に関する研修体制、課題について整理する。

(1) 資料の収集に関する図書館内での研修

資料の収集に関する図書館内での研修の有無について尋ねた。（図 2.56）

都道府県立図書館では「実施していない」が 68.1%（32 館）、「実施している」が 21.3%（10 館）だった。

市区町村立図書館でも「実施していない」の割合が 81.7%（1,083 館）と高く、「実施している」は 13.3%（176 館）だった。

「その他」として、都道府県立図書館では「主に自己研さん」、「初任者研修のみ実施」、「研究グループを設置」、「県公共図書館協議会主催の図書館職員等研修で実施することがある」といったものがあつた。市区町村立図書館では、特に「図書館外（県立図書館主催や地区別など）の研修に参加している」という回答が多く挙げられていた。他には以下のようなものが挙げられている。

（市区町村立図書館の例）

- ・選書会議の際に収集方針や選書の方法について話し合っている
- ・図書館内での研修は行っていないが職員間で資料に関する情報交換を行っている
- ・担当者が各自で必要としている情報を収集し、検討している
- ・指定管理者における社内研修に参加している
- ・実施したことはないが、今後する予定
- ・経験年数の長い職員が見計らいの際指導している
- ・研修は行っていないが、出版等に関する記事等の回覧をしている

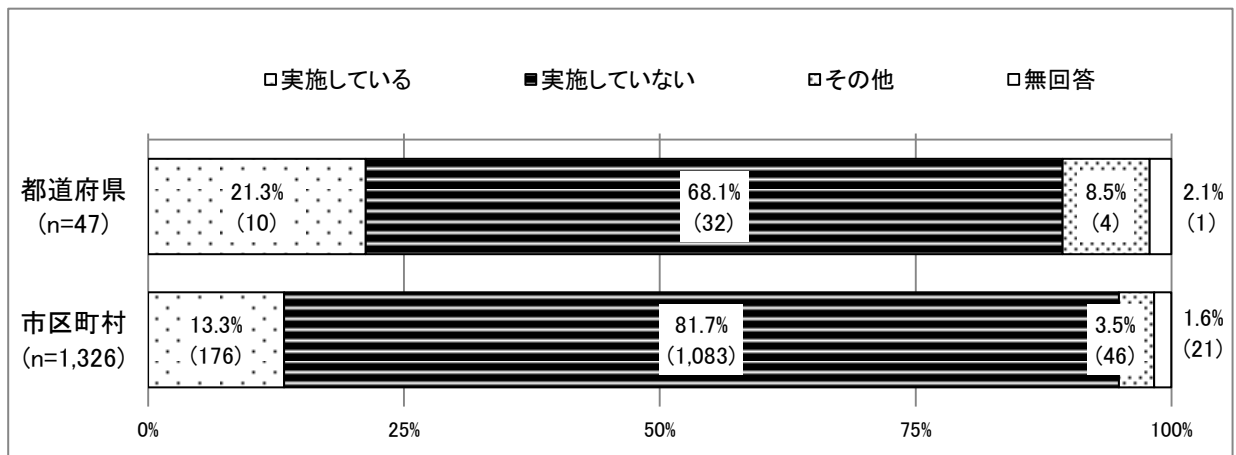


図 2.56 資料の収集に関する図書館内での研修

(2) 資料の収集に関する課題

資料の収集に関する課題について尋ねた。(図 2.57)

都道府県立図書館では「予算が不足している」が 72.3% (34 館)、「選書にかかる時間が不足している」が 68.1% (32 館) と多く、次いで「担当者の専門知識が不足している」が 27.7% (13 館) だった。

市区町村立図書館では「選書にかかる時間が不足している」が 59.3% (786 館)、「予算が不足している」が 55.7% (738 館) と 5 割を超えた。次いで「担当者の専門知識が不足している」が 35.4% (469 館) で、都道府県立図書館では 0 館だった「選択基準が明確でなく、何を選んでよいかわからない」という回答も 16.7% (222 館) あった。

「その他」として、市区町村立図書館では、特に「配架場所の不足」という回答が多かった。他には以下のようなものが挙げられている。

(都道府県立図書館の例)

- ・新刊対応に追われ、蔵書構成を見直して行う選書が不足している
- ・以前は見計らいをベースにしてリスト選書で補足していたが、現在はほぼリスト選書なので、発注もれが増加した

(市区町村立図書館の例)

- ・見計らい等による現物選書の機会がない、あるいは少ない
- ・選書担当の人数不足
- ・担当者の経験や業務継承の不足
- ・収集方針を明文化したいが、その時間が不足している
- ・郷土資料の収集が難しい

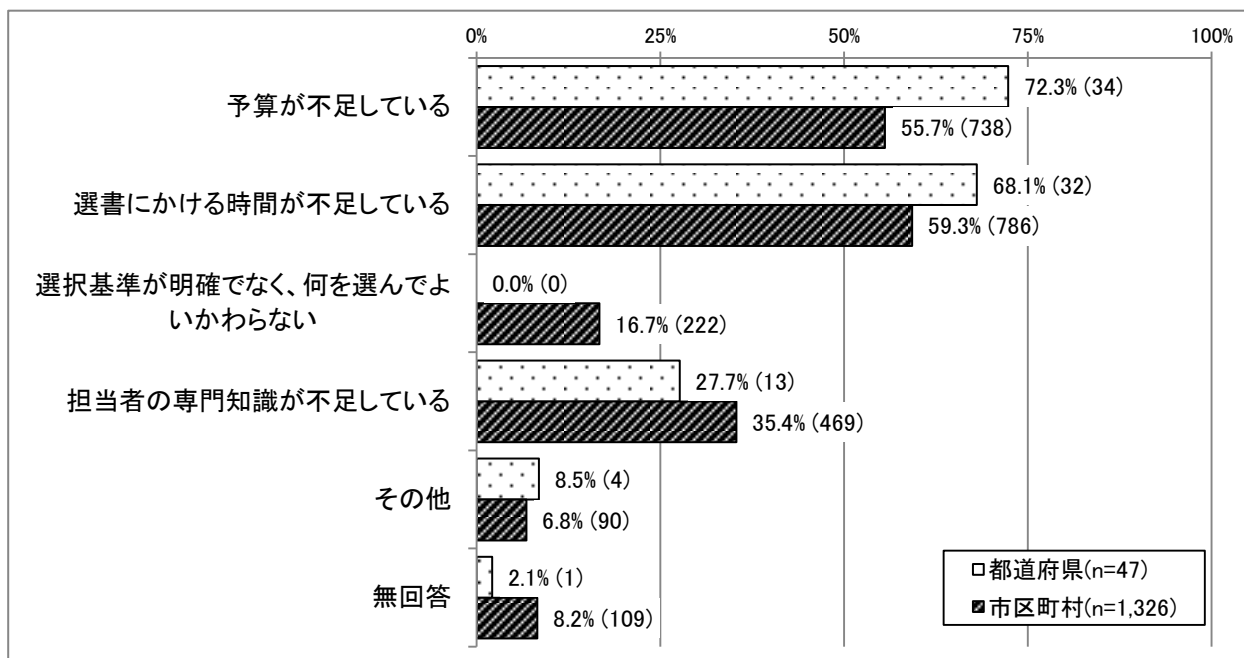


図 2.57 資料の収集に関する課題 (複数回答可)